

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

消 防 庁 次 長

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成18年総務省令第31号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成18年総務省告示第148号）が本日公布され、平成18年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、平成18年1月25日に公布された危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第6号）により、給油取扱所の技術上の基準について性能規定化が図られたこと、一定の条件の下で給油タンク車による船舶への給油が可能とされたこと等に伴い、所要の措置を講ずることをその内容とするものです。

貴職におかれましては下記事項に十分留意の上、その運用に配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知中においては、法令名について次のとおり略称を用いたので御承知おき願います。

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）・・・・・・・・・・令

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）・・・・・・・・・・規則

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示

（昭和49年自治省告示第99号）・・・・・・・・・・告示

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第6号）・・・・・・・・改正令

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成18年政令第31号）・・・・・・・・改正省令

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件

（平成18年総務省告示第148号）・・・・・・・・・・改正告示

記

第1 給油取扱所等の性能規定化等

1 給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

(1) 給油空地・注油空地の広さ等

改正令により、給油空地・注油空地の具体的要件を省令で定めることとされたことに伴い、給油空地については自動車の出入り、自動車の通行及び給油に支障がないこととされ、注油空地については灯油又は軽油の詰替え又は注入に支障がないこととされたこと。（規則第24条の14、第24条の15関係）

(2) 給油空地・注油空地の舗装

改正令により、給油空地及び注油空地の舗装の具体的要件を省令で定めることとされたことに伴い、具体的要件として、浸透等防止性、荷重による損傷防止性及び耐火性が定められたこと。(規則第24条の16関係)

(3) 給油空地・注油空地の滞留・流出防止措置

改正令により、従前の漏えい危険物等の滞留・流出防止措置としての地盤の傾斜・排水溝・油分離装置についての性能規定化がなされ、その措置を省令で定めることとされたことに伴い、可燃性蒸気が滞留せず、一定数量(500リットル(灯油又は軽油を車両に固定したタンクに注入するための固定注油設備にあっては900リットル、船舶給油取扱所にあっては50リットル))の危険物が漏えいするものとした場合において、当該危険物が滞留せず、安全に収容され、外部に流出しないことが要件とされたこと。(規則第24条の17、告示第4条の51関係)

(4) 給油取扱所の塀又は壁

改正令により、給油取扱所の塀又は壁の具体的要件を省令で定めることとされたことに伴い、開口部(防火設備ではめごろし戸であるもの(ガラスを用いるものである場合には、網入りガラスを用いたものに限る。))が設けられたものを除く。)を有しないものであることとされたこと。また、給油取扱所で給油中、注油中又は荷卸し中に火災が発生したものとした場合において、隣接し、又は近接する敷地の建築物の表面及び給油取扱所の塀又は壁の裏面における輻射熱が満たすべき値が定められたこと。(規則第25条の4の2、告示第4条の52関係)

輻射熱が満たすべき値

$$\int_0^{t_e} q^2 dt \leq 2,000$$

t_e は燃焼時間(分)、 q は輻射熱(kw/m^2)、 t は燃焼開始からの経過時間(分)

(5) 航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

改正令により、令第17条第1項第1号に給油取扱所に設ける給油設備の種類を明示することとされたことに伴い、航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所についても、同様に給油設備の種類を明示することとされたこと。また、令第17条第1項の改正に準じて性能規定化が図られたこと。(規則第26条、第26条の2、第27条関係)

(6) 充てんの一般取扱所・詰替えの一般取扱所

特例を定めることができる一般取扱所のうち、給油取扱所に準じた基準を定めている充てんの一般取扱所及び詰替えの一般取扱所について、令第17条第1項の改正に準じて性能規定化が図られたこと。(規則第28条の58、第28条の59、告示第68条の2関係)

2 給油取扱所の取扱いの技術上の基準に関する事項

航空機給油取扱所においては航空機以外に給油しないこと、船舶給油取扱所においては係留された船舶以外に給油しないこと、鉄道給油取扱所においては鉄道以外に給油しないことが明確化されたこと。(第43条の3の7、第43条の3の8、第43条の3の9関係)

第2 船舶給油取扱所に関する事項

1 船舶の燃料タンクに直接給油するための移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

船舶の燃料タンクに直接給油するための移動タンク貯蔵所（以下、「給油タンク車」という。）の基準について、原則として、航空機の燃料タンクに直接給油するための移動タンク貯蔵所の基準と同様とされたこと。ただし、給油タンク車の給油設備には、開放操作時のみ開放する自動閉鎖の開閉装置及び給油ホースの先端部に船舶の燃料タンク給油口に緊結できる結合金具を必ず設けることとされるとともに、船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備の給油ホースは、著しい引張力が加わった時に給油タンク車に著しい引張力を加えず、かつ、給油ホース等の破断による危険物の漏れを防止する措置を講ずることとされたこと。（規則第24条の6関係）

2 船舶給油取扱所の技術上の基準に関する事項

(1) 船舶給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

給油タンク車を給油設備とする船舶給油取扱所については、当該給油タンク車がはみ出さない広さの空地を保有することとされるとともに、給油タンク車の転落防止措置を講ずることとされたこと。（規則第26条の2関係）

(2) 船舶給油取扱所の取扱いの技術上の基準に関する事項

給油タンク車を用いて給油するときは、次によることとされたこと。（規則第40条の3の8関係）

ア 引火点が40 以上の第4類の危険物以外の危険物を給油しないこと。

イ 給油タンク車が給油空地からはみ出たままで給油しないこと。

ウ 給油タンク車の給油ホースの先端を船舶の燃料タンクの給油口に緊結すること。

エ 給油タンク車の給油設備を接地すること。

第3 機械により荷役する構造を有する運搬容器の特例

第四類の危険物のうち第三石油類（引火点が130 以上のものに限る。）又は第四石油類を収納する変圧器、リアクトル又はコンデンサー等の電気機械器具について、機械で荷役する構造を有する容器と安全上同等と認めるとともに、これらの容器について表示等の特例を定めることとされたこと。（規則第43条の3、告示第68条の3の3、第68条の6の4、第68条の6の5関係）

第4 その他の事項

1 給油取扱所の性能規定化等に伴い、構造設備明細書の改正が図られたこと。（規則別記様式第4のイ、別記様式第4のホ、別記様式第4のト、別記様式第4のリ関係）

2 危険物の規制に関する政令第17条第1項の号番号の整理に伴い、所要の規定の整備が図られたこと。

3 日本工業規格（JIS）の改定に伴い、日本工業規格を引用している条項について改定後の名称に改める等の改正が図られたこと。（改正告示関係）

4 市町村合併の進展に伴い、市及び郡の名称について所要の改正が図られたこと。（改正告示第4条の20関係）

第5 施行期日等

1 施行期日

平成18年4月1日から施行するものとされたこと。ただし、規則第1条の5の改正規定は、平成18年6月1日から施行するものとされたこと。(改正省令附則第1条、改正告示附則関係)

2 経過措置

- (1) 平成18年4月1日において現に消防法第11条第1項の規定により許可を受けている取扱所の構造及び設備で現に存するもののうち、規則第26条第3項第1号の2から第3号までに定める技術上の基準、規則第26条の2第3項第1号の2から第3号までに定める技術上の基準、規則第27条第3項第1号の2から第3号までに定める技術上の基準、規則第28条の5第2項第4号から第7号までに定める技術上の基準又は規則第28条の5第2項第1号から第3号まで若しくは第10号に定める技術上の基準に適合しないものに係る技術上の基準については、なお従前の例によることとされたこと。(改正省令附則第2条関係)
- (2) 規則別記様式第4のイ、別記様式第4のホ、別記様式第4のト及び別記様式第4のロに規定する様式は、平成18年9月30日までの間は、なお従前の例によることができるとされたこと。(改正省令附則第3条関係)
- (3) 改正省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされたこと。(改正省令附則第4条関係)

総務省令第三十一号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成十八年政令第六号）の施行に伴い、並びに消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の四並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十五条第三項、第十七条第一項（同条第二項においてその例による場合を含む。）、第三項及び第四項、第十九条第二項、第二十七条第六項並びに第二十九条の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月十七日

総務大臣 竹中 平蔵

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の五中「第九条の二」を「第九条の三」に改める。

第十一条第四号中「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条」を「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法

律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項」に、「第二十一条第一項」を「第三十九条第一項」に改める。

第十三条の四及び第十三条の五中「第十七条第一項第六号イ」を「第十七条第一項第八号イ」に改める。

第十三条の十第二号二及び第十六条の四第四項第四号中「つけ」を「付け」に改める。

第十七条第一項及び第十八条第一項中「第十七条第一項第四号」を「第十七条第一項第六号」に改める。

第十九条第一項中「第十七条第一項第六号イ」を「第十七条第一項第八号イ」に改める。

第二十条第三項中「第十七条第一項第六号イ」を「第十七条第一項第八号イ」に改め、同条第四項中「第十七条第一項第六号ロ」を「第十七条第一項第八号ロ」に改める。

第二十条の五の二、第二十三条の二、第二十四条の二の二及び第二十四条の二の五中「第十七条第一項第六号イ」を「第十七条第一項第八号イ」に改める。

第二十四条の六第一項中「令第十七条第三項第一号に掲げる給油取扱所（第二十六条及び第四十条の三七において「航空機給油取扱所」という。）において航空機」を「航空機又は船舶」に、「及び第四十条の三七の七」を「、第二十六条の二、第四十条の三の七及び第四十条の三の八」に改め、同条第三項第五号中「航空機」の下に「又は船舶」を、「ただし、」の下に「航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備

の」を加え、同項に次の一号を加える。

八 船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備の給油ホースは、著しい引張力が加わったときに当該給油タンク車（当該給油ホースを除く。）に著しい引張力を加えず、かつ、当該給油ホース等の破断による危険物の漏れを防止する措置が講じられたものであること。

第二十四条の十三第二号前段中「ためます」を「貯留設備（令第九条第一項第九号に規定する貯留設備をいう。以下同じ。）」に改め、同号後段中「ためます」を「貯留設備」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（給油空地）

第二十四条の十四 令第十七条第一項第二号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める空地は、次に掲げる要件に適合する空地とする。

- 一 自動車等が安全かつ円滑に出入りすることができる幅で道路に面していること。
- 二 自動車等が当該空地からはみ出さずに安全かつ円滑に通行することができる広さを有すること。
- 三 自動車等が当該空地からはみ出さずに安全かつ円滑に給油を受けることができる広さを有すること。

(注油空地)

第二十四条の十五 令第十七条第一項第三号(同条第二項においてその例による場合を含む。)の総務省令で定める空地は、給油取扱所に設置する固定注油設備(令第十七条第一項第三号の固定注油設備をいう。以下同じ。)に係る次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める広さを有する空地とする。

一 灯油又は軽油を容器に詰め替えるための固定注油設備 容器を安全に置くことができ、かつ、当該容器に灯油又は軽油を安全かつ円滑に詰め替えることができる広さ

二 灯油又は軽油を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備 タンクを固定した車両が当該空地からはみ出さず、かつ、当該タンクに灯油又は軽油を安全かつ円滑に注入することができる広さ

(給油空地及び注油空地の舗装)

第二十四条の十六 令第十七条第一項第四号(同条第二項においてその例による場合を含む。)の総務省令で定める舗装は、次に掲げる要件に適合する舗装とする。

一 漏れた危険物が浸透し、又は当該危険物によつて劣化し、若しくは変形するおそれがないものである

- 二 当該給油取扱所において想定される自動車等の荷重により損傷するおそれがないものであること。
- 三 耐火性を有するものであること。

(滞留及び流出を防止する措置)

第二十四条の十七 令第十七条第一項第五号(同条第二項においてその例による場合を含む。)の総務省令で定める措置は、次に掲げる要件に適合する措置とする。

一 可燃性の蒸気が給油空地(令第十七条第一項第二号の給油空地をいう。以下同じ。)及び注油空地(同項第三号の注油空地をいう。以下同じ。)内に滞留せず、給油取扱所外に速やかに排出される構造とすること。

二 当該給油取扱所内の固定給油設備(令第十七条第一項第一号の固定給油設備をいう。以下同じ。)(ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。)(又は固定注油設備(ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。)(の一つから告示で定める数量の危険物が漏えいするものとした場合において、当該危険物が給油空地及び注油空地内に滞留せず、火災予防上安全な場所に設置された貯留設備に収容されること。

三 貯留設備に收容された危険物が外部に流出しないこと。この場合において、水に溶けない危険物を収容する貯留設備にあつては、当該危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが給油取扱所外に排出されること。

第二十五条中「第十七条第一項第五号」を「第十七条第一項第七号」に改め、「の各号」を削る。

第二十五条の二中「第十七条第一項第七号」を「第十七条第一項第十号」に改め、「の各号」を削る。

第二十五条の二の二中「第十七条第一項第七号」を「第十七条第一項第十号」に改める。

第二十五条の三中「第十七条第一項第七号の二」を「第十七条第一項第十一号」に改め、「の各号」を削る。

第二十五条の三の二中「第十七条第一項第八号ただし書」を「第十七条第一項第十二号ただし書」に、「

同条第一項第八号の二ただし書」を「同条第一項第十三号ただし書」に、「同条第一項第八号の二イ」を「

同条第一項第十三号イ」に、「同条第一項第八号、同条第一項第八号の二」を「同条第一項第十二号、同条

第一項第十三号」に、「の各号」を「に掲げる要件」に改め、同条第二号中「（令第十七条第一項第一号の

給油空地をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十五条の四第一項中「第十七条第一項第九号」を「第十七条第一項第十六号」に改め、「の各号」を削り、同条第二項中「第十七条第一項第九号」を「第十七条第一項第十六号」に、「給油取扱所の係員以外の者が出入する建築物の部分で総務省令で定めるもの」を「総務省令で定める部分」に、「出入する」を「出入りする」に改め、同条第三項及び第四項中「第十七条第一項第十号」を「第十七条第一項第十七号」に改め、同条第五項中「第十七条第一項第十一号」を「第十七条第一項第十八号」に改め、「の各号」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(給油取扱所の塀又は壁)

第二十五条の四の二 令第十七条第一項第十九号(同条第二項においてその例による場合を含む。)の総務省令で定める塀又は壁は、次に掲げる要件に適合する塀又は壁とする。

一 開口部(防火設備ではめごろし戸であるもの(ガラスを用いるものである場合には、網入りガラスを用いたものに限る。))が設けられたものを除く。)を有しないものであること。

二 給油取扱所において告示で定める火災が発生するものとした場合において、当該火災により当該給油取扱所に隣接する敷地に存する建築物の外壁その他の告示で定める箇所における輻射熱が告示で定める

式を満たすこと。

第二十五条の五第一項中「第十七条第一項第十五号」を「第十七条第一項第二十二号」に改める。

第二十五条の八第一号中「令第十七条第一項第一号の二の空地（第二十七条の三、第二十八条の二及び第二十八条の二の二において「注油空地」という。）」を「注油空地」に改める。

第二十六条第一項中「航空機給油取扱所」を「令第十七条第三項第一号に掲げる給油取扱所（以下この条及び第四十条の三の七において「航空機給油取扱所」という。）」に改め、同条第二項中「第二号」を「第二号、第四号」に、「第三号」を「第五号」に、「第五号ただし書、第六号の二、第七号」を「第七号ただし書、第九号、第十号」に、「第十二号」を「第十九号」に改め、同条第三項第一号中「必要な空地」を「空地で次に掲げる要件に適合するもの」に改め、同号に次のように加える。

イ 航空機（給油設備が給油タンク車である航空機給油取扱所にあつては、航空機及び給油タンク車）が当該空地からはみ出さず、かつ、安全かつ円滑に給油を受けることができる広さを有すること。

ロ 給油設備が固定給油設備、給油配管等又は給油配管及び給油ホース車である航空機給油取扱所にあつては、固定給油設備又は給油配管の先端部の周囲に設けること。

第二十六条第三項中第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 航空機給油取扱所の給油設備は、次のいずれかとすること。

イ 固定給油設備

ロ 給油配管（燃料を移送するための配管をいう。以下同じ。）及び当該給油配管の先端部に接続するホース機器（以下第二十七条までにおいて「給油配管等」という。）

ハ 給油配管及び給油ホース車（給油配管の先端部に接続するホース機器を備えた車両をいう。以下この条及び第四十条の三の七において同じ。）

ニ 給油タンク車

第二十六条第三項第二号中「その地盤面をコンクリート等で舗装する」を「漏れた危険物が浸透しないための第二十四条の十六の例による舗装をする」に改め、同項第三号中「第一号の空地には」を「第一号の二の空地には、可燃性の蒸気が滞留せず、かつ」に、「排水溝及び油分離装置を設ける」を「次に掲げる要件に適合する措置を講ずる」に改め、同号ただし書を削り、同号に次のように加える。

イ 可燃性の蒸気が滞留しない構造とすること。

ロ 当該航空機給油取扱所の給油設備の一つから告示で定める数量の危険物が漏えいするものとした場合において、当該危険物が第一号の二の空地以外の部分に流出せず、火災予防上安全な場所に設置された貯留設備に收容されること。ただし、漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができるその他の措置が講じられている場合は、この限りでない。

ハ ロの貯留設備に收容された危険物が外部に流出しないこと。この場合において、水に溶けない危険物を收容する貯留設備にあつては、当該危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが航空機給油取扱所に排出されること。

第二十六条第三項第四号中「固定給油設備を用いて給油する」を「給油設備が固定給油設備である」に改め、同項第五号中「燃料を移送するための配管（以下「給油配管」という。）及び当該給油配管の先端部に接続するホース機器を用いて給油する」を「給油設備が給油配管等である」に改め、同項第六号中「給油配管の先端部に接続するホース機器を備えた車両（以下この条及び第四十条の三の七において「給油ホース車」という。）を用いて給油する」を「給油設備が給油配管及び給油ホース車である」に改め、同項第七号中「給油タンク車を用いて給油する」を「給油設備が給油タンク車である」に改める。

第二十六条の二第二項中「第二号」を「第二号、第四号」に、「第三号」を「第五号」に、「第五号ただし書、第六号の二、第七号」を「第七号ただし書、第九号、第十号」に、「第十二号」を「第十九号」に改め、同条第三項第一号中「必要な空地」を「空地で次に掲げる要件に適合するもの」に改め、同号に次のように加える。

イ 係留された船舶に安全かつ円滑に給油することができる広さを有すること。

ロ 固定給油設備又は給油配管の先端部の周囲に設けること（給油設備が給油タンク車のみである船舶給油取扱所を除く。）。

ハ 給油設備が給油タンク車である船舶給油取扱所にあつては、当該給油タンク車が当該空地からはみ出さない広さを有すること。

第二十六条の二第三項中第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 船舶給油取扱所の給油設備は、固定給油設備又は給油配管等とすること。ただし、引火点が四十度以上の第四類の危険物のみを取り扱う給油設備は、給油タンク車（第二十四条の六第三項第五号本文及び第八号に定める基準に適合するものに限る。）とすることができる。

第二十六条の二第三項第二号中「及び固定給油設備又は給油配管の先端部の周囲」を削り、「その地盤面をコンクリート等で舗装する」を「漏れた危険物が浸透しないための第二十四条の十六の例による舗装をする」に改め、同項第三号中「前号の規定により舗装した部分には」を「第一号の二の空地には、可燃性の蒸気が滞留せず、かつ」に、「当該部分」を「当該空地」に、「排水溝及び油分離装置を設ける」を「前条第三項第三号の例による措置を講ずる」に改め、同号ただし書を削り、同号の次に次の一号を加える。

三の二 船舶給油取扱所には、危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備を設けると。

第二十六条の二第三項第四号中「固定給油設備を用いて給油する」を「給油設備が固定給油設備である」に改め、同項第五号中「給油配管の先端部に接続するホース機器を用いて給油する」を「給油設備が給油配管等である」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 給油設備が給油タンク車である船舶給油取扱所は、前条第三項第七号の規定の例によるほか、給油タンク車が転落しないようにするための措置を講ずること。

第二十七条第二項中「第二号」を「第二号、第四号」に、「第三号」を「第五号」に、「第五号ただし書

、第六号の二、第七号」を「第七号ただし書、第九号、第十号」に、「第十二号」を「第十九号」に改め、同条第三項第一号中「必要な空地」を「空地で次に掲げる要件に適合するもの」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該車両が当該空地からはみ出さず、かつ、安全かつ円滑に給油を受けることができる広さを有すること。

ロ 固定給油設備又は給油配管の先端部の周囲に設けること。

第二十七条第三項中第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 鉄道給油取扱所の給油設備は、固定給油設備又は給油配管等とすること。

第二十七条第三項第二号中「及び固定給油設備又は給油配管の先端部の周囲」を削り、「その地盤面をコンクリート等で舗装する」を「漏れた危険物が浸透しないための第二十四条の十六の例による舗装をする」に改め、同項第三号中「前号の規定により舗装した部分には」を「第一号の二の空地には、可燃性の蒸気が滞留せず、かつ」に、「当該部分」を「前号の規定により舗装した部分」に、「排水溝及び油分離装置を設ける」を「次に掲げる要件に適合する措置を講ずる」に改め、同号に次のように加える。

イ 可燃性の蒸気が滞留しない構造とすること。

ロ 当該鉄道給油取扱所の給油設備の一つから告示で定める数量の危険物が漏えいするものとした場合において、当該危険物が前号の規定により舗装した部分以外の部分に流出せず、火災予防上安全な場所に設置された貯留設備に收容されること。

ハ ロの貯留設備に收容された危険物が外部に流出しないこと。この場合において、水に溶けない危険物を收容する貯留設備にあつては、当該危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが鉄道給油取扱所外に排出されること。

第二十七条第三項第四号中「固定給油設備を用いて給油する」を「給油設備が固定給油設備である」に改め、同項第五号中「給油配管の先端部に接続するホース機器を用いて給油する」を「給油設備が給油配管等である」に改める。

第二十七条の三第二項中「第十七条第一項第九号、第十号、第十一号及び第十五号」を「第十七条第一項第十六号から第十八号まで及び第二十二号」に改め、同条第七項第一号中「第十七条第一項第十三号」を「第十七条第一項第二十号」に改める。

第二十七条の四第二項中「同条第一項第九号及び第十五号」を「同条第一項第十六号及び第二十二号」に改める。

第二十七条の五第二項中「第十七条第一項第五号、第六号、第九号、第十号、第十一号及び第十五号」を「第十七条第一項第七号、第八号、第十六号から第十八号まで及び第二十二号」に改め、同条第六項第二号中「第十七条第一項第十三号」を「第十七条第一項第二十号」に改める。

第二十八条第三項中「第十七条第一項第一号」を「第十七条第一項第二号」に、「同項第五号ただし書」を「同項第七号ただし書」に改め、「制限に係る部分に限る。」の下に「並びに第二十四条の十四第一号」を加える。

第二十八条の二第一号を次のように改める。

一 削除

第二十八条の二第二号イ及び二中「第十七条第一項第六号イ」を「第十七条第一項第八号イ」に改める。

第二十八条の二の二第一号を次のように改める。

一 削除

第二十八条の二の五第一項第二号イ(1)中「一旦」を「いつたん」に改める。

第二十八条の五十五第二項第五号、第二十八条の五十五の二第三項第三号及び第二十八条の五十六第三項第二号中「つけ」を「付け」に、「ためます」を「貯留設備」に改める。

第二十八条の五十七第三項第二号中「つけ」を「付け」に、「ためます」を「貯留設備」に改め、同条第四項第八号中「ためます」を「貯留設備」に改める。

第二十八条の五十八第二項第四号中「必要な」を「タンクを固定した車両が当該空地からはみ出さず、かつ、当該タンクに危険物を安全かつ円滑に注入することができる広さを有する」に改め、同項第五号中「必要な」を「容器を安全に置くことができ、かつ、当該容器に危険物を安全かつ円滑に詰め替えることができる広さを有する」に改め、同項第六号中「その地盤面を周囲の地盤面より高くするとともに、その表面に適当な傾斜をつけ、かつ、コンクリート等で舗装する」を「漏れた危険物が浸透しないための第二十四条の六の例による舗装をする」に改め、同項第七号中「漏れた危険物」の下に「及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物」を加え、「ためます及び周囲に排水溝を設ける」を「第二十四条の十七の例による措置を講ずる」に改め、同号後段を削る。

第二十八条の五十九第二項第一号中「必要な空地」を「空地であつて、当該一般取扱所に設置する固定注油設備に係る次のイ又はロに掲げる区分に応じそれぞれイ又はロに定める広さを有するもの」に改め、同号に次のように加える。

イ 危険物を容器に詰め替えるための固定注油設備 容器を安全に置くことができ、かつ、当該容器に危険物を安全かつ円滑に詰め替えることができる広さ

ロ 危険物を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備 タンクを固定した車両が当該空地からはみ出さず、かつ、当該タンクに危険物を安全かつ円滑に注入することができる広さ

第二十八条の五十九第二項第二号中「その地盤面を周囲の地盤面より高くするとともに、その表面に適当な傾斜をつけ、かつ、コンクリート等で舗装する」を「漏れた危険物が浸透しないための第二十四条の十六の例による舗装をする」に改め、同項第三号中「漏れた危険物」の下に「及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物」を加え、「排水溝及び油分離装置を設ける」を「第二十四条の十七の例による措置を講ずる」に改め、同項第七号中「第十七条第一項第七号」を「第十七条第一項第十号」に改め、同項第十号中「耐火構造の、又は不燃材料で造つた塀又は壁」を「塀又は壁であつて、耐火構造のもの又は不燃材料で造ら

れたもので次に掲げる要件に該当するもの」に改め、同号後段を削り、同号に次のように加える。

イ 開口部（防火設備ではめごろし戸であるもの（ガラスを用いるものである場合には、網入りガラスを用いたものに限る。）を除く。）を有しないものであること。

ロ 当該一般取扱所において告示で定める火災が発生するものとした場合において、当該火災により当該一般取扱所に隣接する敷地に存する建築物の外壁その他の告示で定める箇所における輻射熱が告示で定める式を満たすこと。

第二十八条の五十九第二項第十二号中「第十七条第一項第十三号」を「第十七条第一項第二十号」に改める。

第二十八条の六十第四項第二号及び第二十八条の六十の二第三項第二号中「つけ」を「付け」に、「ためます」を「貯留設備」に改める。

第四十条の三の七第一号中「航空機に」を削り、「固定給油設備、給油配管の先端部に接続するホース機器、給油ホース車又は給油タンク車」を「当該給油取扱所の給油設備」に改め、同号を同条第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 航空機以外には給油しないこと。

第四十条の三の七第二号中「航空機」の下に「（給油タンク車を用いて給油する場合にあつては、航空機及び給油タンク車）」を加え、「第二十六条第三項第一号」を「第二十六条第三項第一号の二」に改める。

第四十条の三の八各号を次のように改める。

一 係留された船舶以外には給油しないこと。

二 給油するときは、当該給油取扱所の給油設備を使用して直接給油すること。

三 給油タンク車を用いて給油するときは、次によること。

イ 引火点が四十度以上の第四類の危険物以外の危険物を給油しないこと。

ロ 当該給油タンク車が移動しないための措置を講ずること。

ハ 当該給油タンク車（給油ホースを除く。）の一部又は全部が、第二十六条の二第三項第一号の二の空地からはみ出たまま給油しないこと。

ニ 当該給油タンク車の給油ホースの先端を船舶の燃料タンクの給油口に緊結すること。

ホ 当該給油タンク車の給油設備を接地すること。ただし、静電気による災害が発生するおそれのない

危険物を給油する場合は、この限りでない。

第四十条の三の九第二号中「車両に」を削り、「第二十七条第三項第一号の空地のうち、コンクリート等で」を「第二十七条第三項第一号の二の空地のうち」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「鉄道又は軌道によつて運行する車両（以下この条において「車両」という。）に」を削り、「固定給油設備又は給油配管の先端部に接続するホース機器」を「当該給油取扱所の給油設備」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 鉄道又は軌道によつて運行する車両以外には給油しないこと。

第四十三条の三第二項第一号ロに次のただし書を加える。

ただし、収納する危険物の品名、収納の態様等に応じて告示で定める容器にあつては、この限りでない。

第四十四条第六項第二号中「積み重ね試験荷重」の前に「第四十三条第四項第二号ただし書の告示で定める容器以外の容器にあつては、」を加える。

第六十二条の五の二第一項中「第十七条第一項第六号イ」を「第十七条第一項第八号イ」に改める。

別記様式第四のイ中「たのみの油」を「浮油」に改める。

別記様式第四のホ備考2中「地下貯蔵タンク（二重殻タンクを含む。）」を「二重殻タンク」に改める。

別記様式第四のト中

備考

を

に改める。

備考	給油設備	有（航空機・船舶）・無

別記様式第四のりを次のように改める。

(挿入) 別記様式第四のり(第四条、第五条関係)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条の五の改正規定は、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十五号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十八年六月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に消防法第十一条第一項の規定により許可を受けている取扱所の構造及び設備でこの省令の施行の際現に存するものうち、この省令による改正後の危険物の規制に関する規則(以下次条までにおいて「新規則」という。)第二十六条第三項第一号の二から第三号までに定める技術上の基準、新規則第二十六条の二第三項第一号の二から第三号までに定める技術上の基準、新規則第二十七条第三項第一号の二から第三号までに定める技術上の基準、新規則第二十八条の五十八第二項第四号から第

七号までに定める技術上の基準又は新規則第二十八条の五十九第二項第一号から第三号まで若しくは第十号に定める技術上の基準に適合しないものに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 新規則別記様式第四のイ、別記様式第四のホ、別記様式第四のト及び別記様式第四のりに規定する様式は、第一条の規定にかかわらず、平成十八年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出書） 第一条の五 法第九条の三の規定による貯蔵又は取扱いの届出は、別記様式第一の届出書によつて行わなければならない。</p> <p>（学校等の多数の人を収容する施設） 第十一条 令第九条第一項第一号口（令第十条第一項第一号（同条第二項においてその例による場合を含む。））、令第十一条第一項第一号及び第一号の二並びに令第十六条第一項第一号（同条第二項においてその例による場合を含む。）においてその例による場合並びに令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条の児童福祉施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第二十二項の介護老人保健施設、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二</p>	<p>（圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出書） 第一条の五 法第九条の二の規定による貯蔵又は取扱いの届出は、別記様式第一の届出書によつて行わなければならない。</p> <p>（学校等の多数の人を収容する施設） 第十一条 令第九条第一項第一号口（令第十条第一項第一号（同条第二項においてその例による場合を含む。））、令第十一条第一項第一号及び第一号の二並びに令第十六条第一項第一号（同条第二項においてその例による場合を含む。）においてその例による場合並びに令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条の児童福祉施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第二十二項の介護老人保健施設、民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律（平成元年法律</p>

条第三項の特定民間施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者更生援護施設、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条の知的障害者援護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第一項の精神障害者社会復帰施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号の障害者職業能力開発校又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十九条第一項の母子福祉施設で、二十人以上の人員を収容することができるもの

（配管の外面の防食措置）

第十三条の四 令第九条第一項第二十一号二（令第十一条第一項第十二号（令第九条第一項第二十号イにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合を含む。））、令第十二条第一項第十一号（令第九条第一項第二十号ロにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十二条第二項においてその例による場合を含む。）及び令第十三条第一項第十号（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十三条第二項（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。））

第六十四号）第二条の特定民間施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者更生援護施設、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条の知的障害者援護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第一項の精神障害者社会復帰施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号の障害者職業能力開発校又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第二十一条第一項の母子福祉施設で、二十人以上の人員を収容することができるもの

（配管の外面の防食措置）

第十三条の四 令第九条第一項第二十一号二（令第十一条第一項第十二号（令第九条第一項第二十号イにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合を含む。））、令第十二条第一項第十一号（令第九条第一項第二十号ロにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十二条第二項においてその例による場合を含む。）及び令第十三条第一項第十号（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十三条第二項（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第六号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。））

、令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）においてその例による場合並びに令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による配管の外面の腐食を防止するための措置は、地上に設置する配管にあつては、地盤面に接しないようにするとともに、外面の腐食を防止するための塗装を行うことにより、地下の電氣的腐食のおそれのある場所に設置する配管にあつては、告示で定めるところにより、塗覆装又はコーティング及び電気防食により、地下のその他の配管にあつては、告示で定めるところにより、塗覆装又はコーティングにより行うものとする。

（配管の基準）

第十三条の五 令第九条第一項第二十一号ト（令第十一条第一項第十二号（令第九条第一項第二十号イにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合を含む。）、令第十二条第一項第十一号（令第九条第一項第二十号ロにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合を含む。）及び令第十三条第一項第十号（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十三条第二項（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）、令第十三条第三項（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号イ及び同条第二項第二号ロイ及び同条第二項第二号ハにおいてその例による場合を含む。）

、令第十七条第一項第六号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）においてその例による場合並びに令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による配管の外面の腐食を防止するための措置は、地上に設置する配管にあつては、地盤面に接しないようにするとともに、外面の腐食を防止するための塗装を行うことにより、地下の電氣的腐食のおそれのある場所に設置する配管にあつては、告示で定めるところにより、塗覆装又はコーティング及び電気防食により、地下のその他の配管にあつては、告示で定めるところにより、塗覆装又はコーティングにより行うものとする。

（配管の基準）

第十三条の五 令第九条第一項第二十一号ト（令第十一条第一項第十二号（令第九条第一項第二十号イにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合を含む。）、令第十二条第一項第十一号（令第九条第一項第二十号ロにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合を含む。）及び令第十三条第一項第十号（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十三条第二項（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第六号イ及び同条第二項第二号イ及び同条第二項第二号ロイ及び同条第二項第二号ハにおいてその例による場合を含む。）、令第十三条第三項（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第六号イ及び同条第二項第二号イ及び同条第二項第二号ロイ及び同条第二項第二号ハにおいてその例による場合を含む。）

、令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）においてその例による場合並びに令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三（略）

（ヒドロキシシルアミン等の製造所の特例）

第十三条の十 ヒドロキシシルアミン等を取り扱う製造所に係る令第十九条第三項の規定による同条第一項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

一（略）

二 前号の製造所の周囲には、次に掲げる基準に適合する塀又は土盛りを設けること。

イ～ハ（略）

ニ 土盛りには、六十度以上の勾配を付けないこと。

三・四（略）

（指定過酸化物の屋内貯蔵所の特例）

第十六条の四（略）

2・3（略）

4 第二項の表又は前項の表に規定する塀又は土盛りは、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、指定数量の倍数が五以下の第一項の屋内貯蔵所については、当該屋内貯蔵所の貯蔵倉庫の外壁を厚さ三十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とすることをもつて第二項の表又は前項の表の塀又は土盛りに代えることができる。

一～三（略）

、令第十七条第一項第六号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）においてその例による場合並びに令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三（略）

（ヒドロキシシルアミン等の製造所の特例）

第十三条の十 ヒドロキシシルアミン等を取り扱う製造所に係る令第十九条第三項の規定による同条第一項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

一（略）

二 前号の製造所の周囲には、次に掲げる基準に適合する塀又は土盛りを設けること。

イ～ハ（略）

ニ 土盛りには、六十度以上の勾配を付けないこと。

三・四（略）

（指定過酸化物の屋内貯蔵所の特例）

第十六条の四（略）

2・3（略）

4 第二項の表又は前項の表に規定する塀又は土盛りは、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、指定数量の倍数が五以下の第一項の屋内貯蔵所については、当該屋内貯蔵所の貯蔵倉庫の外壁を厚さ三十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とすることをもつて第二項の表又は前項の表の塀又は土盛りに代えることができる。

一～三（略）

四 土盛りには、六十度以上の勾配を付けないこと。

5・6 (略)

(標識)

第十七条 令第九条第一項第三号(令第十九条第一項において準用する場合を含む。)、令第十条第一項第三号(同条第二項及び第三項においてその例による場合を含む。)、令第十一条第一項第三号、令第十二条第一項第三号(同条第二項においてその例による場合を含む。)、令第十三条第一項第五号(同条第二項及び第三項においてその例による場合を含む。)、令第十四条第三号、令第十六条第一項第五号(同条第二項においてその例による場合を含む。)、令第十七条第一項第六号(同条第二項においてその例による場合を含む。)、又は令第十八条第一項第二号(同条第二項においてその例による場合を含む。)(の規定による標識は、次のとおりとする。

一・二 (略)

2 (略)

(掲示板)

第十八条 令第九条第一項第三号(令第十九条第一項において準用する場合を含む。)、令第十条第一項第三号(同条第二項及び第三項においてその例による場合を含む。)、令第十一条第一項第三号、令第十二条第一項第三号(同条第二項においてその例による場合を含む。)、令第十三条第一項第五号(同条第二項及び第三項においてその例による場合を含む。)、令第十四条第三号、令第十六条第一項第五号(同条第二項においてその例による場合を含む。)、令第十七条第一項第六号(同条第二項においてその

四 土盛りには、六十度以上の勾配をつけないこと。

5・6 (略)

(標識)

第十七条 令第九条第一項第三号(令第十九条第一項において準用する場合を含む。)、令第十条第一項第三号(同条第二項及び第三項においてその例による場合を含む。)、令第十一条第一項第三号、令第十二条第一項第三号(同条第二項においてその例による場合を含む。)、令第十三条第一項第五号(同条第二項及び第三項においてその例による場合を含む。)、令第十四条第三号、令第十六条第一項第五号(同条第二項においてその例による場合を含む。)、令第十七条第一項第四号(同条第二項においてその例による場合を含む。)、又は令第十八条第一項第二号(同条第二項においてその例による場合を含む。)(の規定による標識は、次のとおりとする。

一・二 (略)

2 (略)

(掲示板)

第十八条 令第九条第一項第三号(令第十九条第一項において準用する場合を含む。)、令第十条第一項第三号(同条第二項及び第三項においてその例による場合を含む。)、令第十一条第一項第三号、令第十二条第一項第三号(同条第二項においてその例による場合を含む。)、令第十三条第一項第五号(同条第二項及び第三項においてその例による場合を含む。)、令第十四条第三号、令第十六条第一項第五号(同条第二項においてその例による場合を含む。)、令第十七条第一項第四号(同条第二項においてその

例による場合を含む。) 又は令第十八条第一項第二号 (同条第二項においてその例による場合を含む。) の規定による掲示板は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

2 (略)

(安全装置)

第十九条 令第九条第一項第十六号 (令第十九条第一項において準用する場合を含む。)、令第十一条第一項第八号 (令第九条第一項第二十号イにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合を含む。)、令第十二条第一項第七号 (令第九条第一項第二十号ロにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十二条第二項においてその例による場合を含む。)、令第十三条第一項第八号 (令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十三条第二項 (令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イにおいてその例による場合を含む。)、令第十三条第三項 (令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イにおいてその例による場合を含む。) 及び令第十七条第一項第八号イにおいてその例による場合を含む。) 及び令第十七条第二項第三号の総務省令で定める安全装置は、次の各号のとおりとする。ただし、第四号に掲げるものは、危険物の性質により安全弁の作動が困難である加圧設備に限って用いることができる。

例による場合を含む。) 又は令第十八条第一項第二号 (同条第二項においてその例による場合を含む。) の規定による掲示板は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

2 (略)

(安全装置)

第十九条 令第九条第一項第十六号 (令第十九条第一項において準用する場合を含む。)、令第十一条第一項第八号 (令第九条第一項第二十号イにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合を含む。)、令第十二条第一項第七号 (令第九条第一項第二十号ロにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項第二十号ロにおいて準用する場合並びに令第十二条第二項 (令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十三条第一項第六号イにおいてその例による場合を含む。)、令第十三条第三項 (令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第六号イにおいてその例による場合を含む。) 及び令第十七条第一項第六号イにおいてその例による場合を含む。) 及び令第十七条第二項第三号の総務省令で定める安全装置は、次の各号のとおりとする。ただし、第四号に掲げるものは、危険物の性質により安全弁の作動が困難である加圧設備に限って用いることができる。

- 一 四 (略)
- 二 三 (略)

(通気管)

第二十条 (略)

2 (略)

3 令第十三条第一項第八号(令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十三条第二項(令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イにおいてその例による場合を含む。)、令第十三条第三項(令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イにおいてその例による場合を含む。))及び令第十七条第一項第八号イにおいてその例による場合を含む。))の規定により、第四類の危険物の地下貯蔵タンクに設ける通気管の位置及び構造は、次のとおりとする。

一 五 (略)

4 令第十四条第八号(令第十七条第一項第八号ロにおいてその例による場合を含む。))の規定により第四類の危険物の簡易貯蔵タンクのうち圧力タンク以外のタンクに設ける通気管は、無弁通気管とし、その構造は、次のとおりとする。

一 三 (略)

5 (略)

(水圧試験の基準)

第二十条の五の二 令第十一条第一項第四号(令第九条第一項第二

- 一 四 (略)
- 二 三 (略)

(通気管)

第二十条 (略)

2 (略)

3 令第十三条第一項第八号(令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十三条第二項(令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第六号イにおいてその例による場合を含む。))及び令第十七条第一項第六号イにおいてその例による場合を含む。))の規定により、第四類の危険物の地下貯蔵タンクに設ける通気管の位置及び構造は、次のとおりとする。

一 五 (略)

4 令第十四条第八号(令第十七条第一項第六号ロにおいてその例による場合を含む。))の規定により第四類の危険物の簡易貯蔵タンクのうち圧力タンク以外のタンクに設ける通気管は、無弁通気管とし、その構造は、次のとおりとする。

一 三 (略)

5 (略)

(水圧試験の基準)

第二十条の五の二 令第十一条第一項第四号(令第九条第一項第二

十号イにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十二条第一項第五号（令第九条第一項第二十号口においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十二条第二項においてその例による場合を含む。）においてその例による場合を含む。）及び令第十三条第一項第六号（令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十三条第二項（令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号イ及び同条第二項第八号イ及び同条第二項第二号イ）においてその例による場合を含む。）、令第十三条第三項（令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項第二十号八において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号イ及び同条第二項第八号イ及び同条第二項第二号イ）による場合を含む。）の総務省令で定めるところにより行う水圧試験は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める水圧試験とする。

一（三）（略）

（地下貯蔵タンクの外面の保護）

第二十三条の二 令第十三条第一項第七号（令第九条第一項第二号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号イ及び同条第二項第八号イ及び同条第二項第二号イ）の規定により、地下貯蔵タンクの外面は、次の各号に掲げる当該地下貯蔵タンクの設置場所の腐食環境条件の区分に応じ、当該地下貯蔵タンクの腐

十号イにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十二条第一項第五号（令第九条第一項第二十号口においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十二条第二項においてその例による場合を含む。）においてその例による場合を含む。）及び令第十三条第一項第六号（令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十三条第二項（令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第六号イ及び同条第二項第二号イ及び同条第二項第六号イ及び同条第二項第二号イ）においてその例による場合を含む。）、令第十三条第三項（令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項第二十号八において準用する場合並びに令第十七条第一項第六号イ及び同条第二項第二号イ及び同条第二項第六号イ及び同条第二項第二号イ）による場合を含む。）の総務省令で定めるところにより行う水圧試験は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める水圧試験とする。

一（三）（略）

（地下貯蔵タンクの外面の保護）

第二十三条の二 令第十三条第一項第七号（令第九条第一項第二号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第六号イ及び同条第二項第二号イ及び同条第二項第六号イ及び同条第二項第二号イ）の規定により、地下貯蔵タンクの外面は、次の各号に掲げる当該地下貯蔵タンクの設置場所の腐食環境条件の区分に応じ、当該地下貯蔵タンクの腐

食を防止するための当該各号に定める方法により保護しなければならない。ただし、腐食のおそれが著しく少ないと認められる材料で地下貯蔵タンクを造る場合は、この限りでない。

一・二（略）

2 令第十三条第二項第五号（令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）の規定により、令第十三条第二項第三号イに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンク又は同号イに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンクに同項第一号イに掲げる措置を講じたものの外面は、腐食を防止するため告示で定める方法により保護しなければならない。

3 令第十三条第三項（令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）の規定により、地下貯蔵タンクの外面は、腐食を防止するため告示で定める方法により保護しなければならない。

（二重殻タンクの構造及び設備）

第二十四条の二の二 令第十三条第二項第一号イ（令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）の規定により、地下貯蔵タンクには、当該タンクの底部から危険物の最高液面を超える部分までの外側に厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板を間げきを有するように取り付けなければならない。

食を防止するための当該各号に定める方法により保護しなければならない。ただし、腐食のおそれが著しく少ないと認められる材料で地下貯蔵タンクを造る場合は、この限りでない。

一・二（略）

2 令第十三条第二項第五号（令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第六号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）の規定により、令第十三条第二項第三号イに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンク又は同号イに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンクに同項第一号イに掲げる措置を講じたものの外面は、腐食を防止するため告示で定める方法により保護しなければならない。

3 令第十三条第三項（令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第六号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）の規定により、地下貯蔵タンクの外面は、腐食を防止するため告示で定める方法により保護しなければならない。

（二重殻タンクの構造及び設備）

第二十四条の二の二 令第十三条第二項第一号イ（令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第六号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）の規定により、地下貯蔵タンクには、当該タンクの底部から危険物の最高液面を超える部分までの外側に厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板を間げきを有するように取り付けなければならない。

2 令第十三条第二項第一号イ（令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める設備は、前項の規定により取り付けられた鋼板と地下貯蔵タンクの間げき内に満たされた鋼板の腐食を防止する措置を講じた液体の漏れを検知することができる設備とする。

3 令第十三条第二項第一号ロ（令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）の規定により、地下貯蔵タンクには、次の各号に掲げる地下貯蔵タンクの区分に応じ、当該各号に定めるところにより被覆しなければならない。

一・二（略）

4 令第十三条第二項第一号ロ（令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める設備は、前項の規定により被覆された強化プラスチックと地下貯蔵タンクの間げき内に漏れた危険物を検知することができる設備とする。

（危険物の漏れを防止することができる構造）

第二十四条の二の五 令第十三条第三項（令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める構造は、地下貯蔵タンクを適当な防水の措置を講じた厚さ十五セ

2 令第十三条第二項第一号イ（令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第六号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める設備は、前項の規定により取り付けられた鋼板と地下貯蔵タンクの間げき内に満たされた鋼板の腐食を防止する措置を講じた液体の漏れを検知することができる設備とする。

3 令第十三条第二項第一号ロ（令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第六号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）の規定により、地下貯蔵タンクには、次の各号に掲げる地下貯蔵タンクの区分に応じ、当該各号に定めるところにより被覆しなければならない。

一・二（略）

4 令第十三条第二項第一号ロ（令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第六号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める設備は、前項の規定により被覆された強化プラスチックと地下貯蔵タンクの間げき内に漏れた危険物を検知することができる設備とする。

（危険物の漏れを防止することができる構造）

第二十四条の二の五 令第十三条第三項（令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第六号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める構造は、地下貯蔵タンクを適当な防水の措置を講じた厚さ十五セ

ンチメートル（側方及び下方にあつては、三十センチメートル）以上のコンクリートで被覆する構造とする。

（給油タンク車の基準の特例）

第二十四条の六 航空機又は船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所（以下この条、第二十六条、第二十六条の二、第四十条の三の七及び第四十条の三の八において「給油タンク車」という。）に係る令第十五条第三項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2 （略）

3 前項に定めるもののほか、給油タンク車の特例は、次のとおりとする。

一〜四 （略）

五 給油設備には、開放操作時のみ開放する自動閉鎖の開閉装置を設けるとともに、給油ホースの先端部には航空機又は船舶の燃料タンク給油口に緊結できる結合金具（真ちゆうその他摩擦等によつて火花を発生し難い材料で造られたものに限る。）を設けること。ただし、航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備の給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズル（手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものを除く。第四十条の三の七において同じ。）を設ける場合は、この限りでない。

六・七 （略）

八 船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備の給油ホースは、著しい引張力が加わつたときに当該給油タンク車（当該

ンチメートル（側方及び下方にあつては、三十センチメートル）以上のコンクリートで被覆する構造とする。

（給油タンク車の基準の特例）

第二十四条の六 令第十七条第三項第一号に掲げる給油取扱所（第二十六条及び第四十条の三の七において「航空機給油取扱所」という。）において航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所（以下この条、第二十六条及び第四十条の三の七において「給油タンク車」という。）に係る令第十五条第三項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2 （略）

3 前項に定めるもののほか、給油タンク車の特例は、次のとおりとする。

一〜四 （略）

五 給油設備には、開放操作時のみ開放する自動閉鎖の開閉装置を設けるとともに、給油ホースの先端部には航空機の燃料タンク給油口に緊結できる結合金具（真ちゆうその他摩擦等によつて火花を発生し難い材料で造られたものに限る。）を設けること。ただし、給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズル（手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものを除く。第四十条の三の七において同じ。）を設ける場合は、この限りでない。

六・七 （略）

給油ホースを除く。)に著しい引張力を加えず、かつ、当該給油ホース等の破断による危険物の漏れを防止する措置が講じられたものであること。

(引火性固体、第一石油類又はアルコール類の屋外貯蔵所の特例)

第二十四条の十三 第二類の危険物のうち引火性固体(引火点が二十一度未満のものに限る。以下この条において同じ。)又は第四類の危険物のうち第一石油類若しくはアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所に係る令第十六条第四項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 第一石油類又はアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲には、排水溝及び貯留設備(令第九条第一項第九号に規定する貯留設備をいう。以下同じ。)を設けること。この場合において、第一石油類(水に溶けないものに限る。)を貯蔵し、又は取り扱う場所にあつては、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

(給油空地)

第二十四条の十四 令第十七条第一項第二号(同条第二項においてその例による場合を含む。)の総務省令で定める空地は、次に掲げる要件に適合する空地とする。

- 一 自動車等が安全かつ円滑に出入りすることができる幅で道路に面していること。
- 二 自動車等が当該空地からはみ出さずに安全かつ円滑に通行することができる広さを有すること。

(引火性固体、第一石油類又はアルコール類の屋外貯蔵所の特例)

第二十四条の十三 第二類の危険物のうち引火性固体(引火点が二十一度未満のものに限る。以下この条において同じ。)又は第四類の危険物のうち第一石油類若しくはアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所に係る令第十六条第四項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 第一石油類又はアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲には、排水溝及びためますを設けること。この場合において、第一石油類(水に溶けないものに限る。)を貯蔵し、又は取り扱う場所にあつては、ためますに油分離装置を設けなければならない。

三 自動車等が当該空地からはみ出さずに安全かつ円滑に給油を受けることができる広さを有すること。

(注油空地)

第二十四条の十五 令第十七条第一項第三号(同条第二項においてその例による場合を含む。)の総務省令で定める空地は、給油取扱所に設置する固定注油設備(令第十七条第一項第三号の固定注油設備をいう。以下同じ。)に係る次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める広さを有する空地とする。

- 一 灯油又は軽油を容器に詰め替えるための固定注油設備 容器を安全に置くことができ、かつ、当該容器に灯油又は軽油を安全かつ円滑に詰め替えることができる広さ
- 二 灯油又は軽油を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備 タンクを固定した車両が当該空地からはみ出さず、かつ、当該タンクに灯油又は軽油を安全かつ円滑に注入することができる広さ

(給油空地及び注油空地の舗装)

第二十四条の十六 令第十七条第一項第四号(同条第二項においてその例による場合を含む。)の総務省令で定める舗装は、次に掲げる要件に適合する舗装とする。

- 一 漏れた危険物が浸透し、又は当該危険物によつて劣化し、若しくは変形するおそれがないものであること。
- 二 当該給油取扱所において想定される自動車等の荷重により損傷するおそれがないものであること。
- 三 耐火性を有するものであること。

(滞留及び流出を防止する措置)

第二十四条の十七 令第十七条第一項第五号(同条第二項においてその例による場合を含む。)の総務省令で定める措置は、次に掲げる要件に適合する措置とする。

一 可燃性の蒸気が給油空地(令第十七条第一項第二号の給油空地をいう。以下同じ。)及び注油空地(同項第三号の注油空地をいう。以下同じ。)内に滞留せず、給油取扱所外に速やかに排出される構造とすること。

二 当該給油取扱所内の固定給油設備(令第十七条第一項第一号の固定給油設備をいう。以下同じ。)(ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。)(又は固定注油設備(ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。)(の一つから告示で定める数量の危険物が漏えいするものとした場合において、当該危険物が給油空地及び注油空地内に滞留せず、火災予防上安全な場所に設置された貯留設備に収容されること。)

三 貯留設備に収容された危険物が外部に流出しないこと。この場合において、水に溶けない危険物を収容する貯留設備にあつては、当該危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが給油取扱所外に排出されること。

(給油取扱所のタンク)

第二十五条 令第十七条第一項第七号(同条第二項においてその例による場合を含む。)(の総務省令で定めるタンクは、次のとおりとする。

一・二 (略)

(固定給油設備等の構造)

(給油取扱所のタンク)

第二十五条 令第十七条第一項第五号(同条第二項においてその例による場合を含む。)(の総務省令で定めるタンクは、次の各号のとおりとする。

一・二 (略)

(固定給油設備等の構造)

第二十五条の二 令第十七条第一項第十号（令第十四条第九号及び令第十七条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める構造は、次のとおりとする。

一（五）（略）

（懸垂式の固定給油設備等の給油ホース等の長さ）

第二十五条の二の二 令第十七条第一項第十号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める長さは、ホース機器の引出口から地盤面上〇・五メートルの水平面に垂線を下ろし、その交点を中心として当該水平面において給油ホース等の先端で円を描いた場合において、半径三メートルを超える円を描くことができない長さとする。

（固定給油設備等の表示）

第二十五条の三 令第十七条第一項第十一号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の規定による表示は、次のとおりとする。

一・二（略）

（道路境界線等からの間隔を保つことを要しない場合）

第二十五条の三の二 令第十七条第一項第十二号ただし書（同条第二項においてその例による場合を含む。）、同条第一項第十三号ただし書（同条第二項においてその例による場合を含む。）及び同条第一項第十三号イ（同条第二項においてその例による場合を含む。）の規定により、同条第一項第十二号、同条第一項第十三号及び同号イに定める間隔を保つことを要しない場合は、次に掲げる要件に適合するポンプ室にポンプ機器を設ける場合又は油中

第二十五条の二 令第十七条第一項第七号（令第十四条第九号及び令第十七条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める構造は、次の各号のとおりとする。

一（五）（略）

（懸垂式の固定給油設備等の給油ホース等の長さ）

第二十五条の二の二 令第十七条第一項第七号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める長さは、ホース機器の引出口から地盤面上〇・五メートルの水平面に垂線を下ろし、その交点を中心として当該水平面において給油ホース等の先端で円を描いた場合において、半径三メートルを超える円を描くことができない長さとする。

（固定給油設備等の表示）

第二十五条の三 令第十七条第一項第七号の二（同条第二項においてその例による場合を含む。）の規定による表示は、次の各号のとおりとする。

一・二（略）

（道路境界線等からの間隔を保つことを要しない場合）

第二十五条の三の二 令第十七条第一項第八号ただし書（同条第二項においてその例による場合を含む。）、同条第一項第八号の二イ（同条第二項においてその例による場合を含む。）の規定により、同条第一項第八号、同条第一項第八号の二及び同号イに定める間隔を保つことを要しない場合は、次の各号に適合するポンプ室にポンプ機器を設ける場合又は油中ポン

ポンプ機器を設ける場合とする。

一 (略)

二 ポンプ室の出入口は、給油空地に面するとともに、当該出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

三 (略)

(給油取扱所の建築物)

第二十五条の四 令第十七条第一項第十六号(同条第二項においてその例による場合を含む。)の総務省令で定める用途は、次のとおりとする。

一 (略)

2 令第十七条第一項第十六号(同条第二項においてその例による場合を含む。)の総務省令で定める部分は、前項第一号の二から第三号までの用途に供する床又は壁で区画された部分(給油取扱所の係員のみが出入りするものを除く。)とし、令第十七条第一項第十六号(同条第二項においてその例による場合を含む。)の総務省令で定める面積は、三百平方メートルとする。

3 令第十七条第一項第十七号及び同条第二項第七号の総務省令で定める自動車等の出入口は、第一項第一号、第三号及び第四号の用途に供する部分に設ける自動車等の出入口とする。

4 令第十七条第一項第十七号及び同条第二項第六号の総務省令で定める部分は、第一項第五号の用途に供する部分とし、令第十七条第一項第十七号及び同条第二項第六号の総務省令で定める構造は、給油取扱所の敷地に面する側の壁に出入口がない構造とする。

プ機器を設ける場合とする。

一 (略)

二 ポンプ室の出入口は、給油空地(令第十七条第一項第一号の給油空地をいう。以下同じ。)に面するとともに、当該出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

三 (略)

(給油取扱所の建築物)

第二十五条の四 令第十七条第一項第九号(同条第二項においてその例による場合を含む。)の総務省令で定める用途は、次の各号のとおりとする。

一 (略)

2 令第十七条第一項第九号(同条第二項においてその例による場合を含む。)の給油取扱所の係員以外の者が出入する建築物の部分で総務省令で定めるものは、前項第一号の二から第三号までの用途に供する床又は壁で区画された部分(給油取扱所の係員のみが出入りするものを除く。)とし、令第十七条第一項第九号(同条第二項においてその例による場合を含む。)の総務省令で定める面積は、三百平方メートルとする。

3 令第十七条第一項第十号及び同条第二項第七号の総務省令で定める自動車等の出入口は、第一項第一号、第三号及び第四号の用途に供する部分に設ける自動車等の出入口とする。

4 令第十七条第一項第十号及び同条第二項第六号の総務省令で定める部分は、第一項第五号の用途に供する部分とし、令第十七条第一項第十号及び同条第二項第六号の総務省令で定める構造は、給油取扱所の敷地に面する側の壁に出入口がない構造とする。

5 令第十七条第一項第十八号及び同条第二項第八号の総務省令で定める部分は、第一項第三号及び第四号の用途に供する部分とし、令第十七条第一項第十八号及び同条第二項第八号の総務省令で定める構造は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(給油取扱所の塀又は壁)

第二十五条の四の二 令第十七条第一項第十九号(同条第二項においてその例による場合を含む。)の総務省令で定める塀又は壁は、次に掲げる要件に適合する塀又は壁とする。

一 開口部(防火設備ではめごろし戸であるもの(ガラスを用いるものである場合には、網入りガラスを用いたものに限る。))が設けられたものを除く。)を有しないものであること。

二 給油取扱所において告示で定める火災が発生するものとした場合において、当該火災により当該給油取扱所に隣接する敷地に存する建築物の外壁その他の告示で定める箇所における放射熱が告示で定める式を満たすこと。

(給油取扱所の附随設備)

第二十五条の五 令第十七条第一項第二十二号(同条第二項においてその例による場合を含む。)の規定により給油取扱所の業務を行う上について必要な設備は、自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器とする。

2・3 (略)

(二方が開放されている屋内給油取扱所の空地)

5 令第十七条第一項第十一号及び同条第二項第八号の総務省令で定める部分は、第一項第三号及び第四号の用途に供する部分とし、令第十七条第一項第十一号及び同条第二項第八号の総務省令で定める構造は、次の各号のとおりとする。

一・二 (略)

(給油取扱所の附随設備)

第二十五条の五 令第十七条第一項第十五号(同条第二項においてその例による場合を含む。)の規定により給油取扱所の業務を行う上について必要な設備は、自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器とする。

2・3 (略)

(二方が開放されている屋内給油取扱所の空地)

第二十五条の八 令第十七条第二項第九号の総務省令で定める空地は、次のとおりとする。

- 一 当該空地は、給油空地、注油空地並びに第二十五条の四第一項第三号及び第四号の用途に供する部分以外の給油取扱所の敷地内の屋外の場所に保有すること。

二・三 (略)

(航空機給油取扱所の基準の特例)

第二十六条 令第十七条第三項第一号に掲げる給油取扱所(以下この条及び第四十条の三の七において「航空機給油取扱所」という。)に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

- 2 航空機給油取扱所については、令第十七条第一項第一号、第二号、第四号(給油空地に係る部分に限る。)、第五号(給油空地に係る部分に限る。)、第七号ただし書、第九号、第十号(給油ホースの長さに係る部分に限る。)及び第十九号の規定は、適用しない。

- 3 前項に定めるもののほか、航空機給油取扱所の特例は、次のとおりとする。

一 航空機給油取扱所の給油設備は、次のいずれかとする。

イ 固定給油設備

ロ 給油配管(燃料を移送するための配管をいう。以下同じ。)

(及び当該給油配管の先端部に接続するホース機器(以下第二十七条までにおいて「給油配管等」という。))

ハ 給油配管及び給油ホース車(給油配管の先端部に接続する

第二十五条の八 令第十七条第二項第九号の総務省令で定める空地は、次のとおりとする。

- 一 当該空地は、給油空地、令第十七条第一項第一号の二の空地(第二十七条の三、第二十八条の二及び第二十八条の二の二において「注油空地」という。))並びに第二十五条の四第一項第三号及び第四号の用途に供する部分以外の給油取扱所の敷地内の屋外の場所に保有すること。

二・三 (略)

(航空機給油取扱所の基準の特例)

第二十六条 航空機給油取扱所に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

- 2 航空機給油取扱所については、令第十七条第一項第一号、第二号(給油空地に係る部分に限る。)、第三号(給油空地に係る部分に限る。)、第五号ただし書、第六号の二、第七号(給油ホースの長さに係る部分に限る。)及び第十二号の規定は、適用しない。

- 3 前項に定めるもののほか、航空機給油取扱所の特例は、次のとおりとする。

ホース機器を備えた車両をいう。以下この条及び第四十条の三の七において同じ。）

二 給油タンク車

一の二 航空機給油取扱所には、航空機に直接給油するための空地で次に掲げる要件に適合するものを保有すること。

イ 航空機（給油設備が給油タンク車である航空機給油取扱所にあつては、航空機及び給油タンク車）が当該空地からはみ出さず、かつ、安全かつ円滑に給油を受けることができる広さを有すること。

ロ 給油設備が固定給油設備、給油配管等又は給油配管及び給油ホース車である航空機給油取扱所にあつては、固定給油設備又は給油配管の先端部の周囲に設けること。

二 前号の空地は、漏れた危険物が浸透しないための第二十四条の十六の例による舗装をすること。

三 第一号の二の空地には、可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、漏れた危険物その他の液体が当該空地以外の部分に流出しないように次に掲げる要件に適合する措置を講ずること。

イ 可燃性の蒸気が滞留しない構造とすること。

ロ 当該航空機給油取扱所の給油設備の一つから告示で定める数量の危険物が漏れいするものとした場合において、当該危険物が第一号の二の空地以外の部分に流出せず、火災予防上安全な場所に設置された貯留設備に収容されること。ただし、漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができるその他の措置が講じられている場合は、この限りでない。

ハ ロの貯留設備に収容された危険物が外部に流出しないこと。この場合において、水に溶けない危険物を収容する貯留設備にあつては、当該危険物と雨水等が分離され、雨水等のみ

一 航空機給油取扱所には、航空機に直接給油するための必要な空地を保有すること。

二 前号の空地は、その地盤面をコンクリート等で舗装すること。

三 第一号の空地には、漏れた危険物その他の液体が当該空地以外の部分に流出しないように排水溝及び油分離装置を設けること。ただし、漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができる措置が講じられている場合は、この限りでない。

が航空機給油取扱所外に排出されること。

四 給油設備が固定給油設備である航空機給油取扱所は、次によること。

イ〜ハ (略)

五 給油設備が給油配管等である航空機給油取扱所は、次によること。

イ〜ハ (略)

六 給油設備が給油配管及び給油ホース車である航空機給油取扱所は、前号イからハまで及びへの規定の例によるほか、次によること。

七 給油設備が給油タンク車である航空機給油取扱所には、静電気を有効に除去するための接地電極を設けること。

(船舶給油取扱所の基準の特例)

第二十六条の二 (略)

2 船舶給油取扱所については、令第十七条第一項第一号、第二号、第四号(給油空地に係る部分に限る。)、第五号(給油空地に係る部分に限る。)、第七号ただし書、第九号、第十号(給油ホースの長さに係る部分に限る。)及び第十九号の規定は、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、船舶給油取扱所の特例は、次のとおりとする。

一 船舶給油取扱所の給油設備は、固定給油設備又は給油配管等とすること。ただし、引火点が四十度以上の第四類の危険物のみを取り扱う給油設備は、給油タンク車(第二十四条の六第三項第五号本文及び第八号に定める基準に適合するものに限る。)

四 固定給油設備を用いて給油する航空機給油取扱所は、次によること。

イ〜ハ (略)

五 燃料を移送するための配管(以下「給油配管」という。)及び当該給油配管の先端部に接続するホース機器を用いて給油する航空機給油取扱所は、次によること。

イ〜ハ (略)

六 給油配管の先端部に接続するホース機器を備えた車両(以下この条及び第四十条の三の七において「給油ホース車」という。)を用いて給油する航空機給油取扱所は、前号イからハまで七 給油タンク車を用いて給油する航空機給油取扱所には、静電気を有効に除去するための接地電極を設けること。

(船舶給油取扱所の基準の特例)

第二十六条の二 (略)

2 船舶給油取扱所については、令第十七条第一項第一号、第二号(給油空地に係る部分に限る。)、第三号(給油空地に係る部分に限る。)、第五号ただし書、第六号の二、第七号(給油ホースの長さに係る部分に限る。)及び第十二号の規定は、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、船舶給油取扱所の特例は、次のとおりとする。

）とすることができる。

一の二 船舶給油取扱所には、船舶に直接給油するための空地で次に掲げる要件に適合するものを保有すること。

イ 係留された船舶に安全かつ円滑に給油することができる広さを有すること。

ロ 固定給油設備又は給油配管の先端部の周囲に設けること（給油設備が給油タンク車のみである船舶給油取扱所を除く。）。

ハ 給油設備が給油タンク車である船舶給油取扱所にあつては、当該給油タンク車が当該空地からはみ出さない広さを有すること。

二 前号の空地は、漏れた危険物が浸透しないための第二十四条の十六の例による舗装をすること。

三 第一号の二の空地には、可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、漏れた危険物その他の液体が当該空地以外の部分に流出しないように前条第三項第三号の例による措置を講ずること。

三の二 船舶給油取扱所には、危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備を設けること。

四 給油設備が固定給油設備である船舶給油取扱所は、前条第三項第四号の規定の例によるものであること。

五 給油設備が給油配管等である船舶給油取扱所は、前条第三項第五号の規定の例によるものであること。

六 給油設備が給油タンク車である船舶給油取扱所は、前条第三項第七号の規定の例によるほか、給油タンク車が転落しないよ

一 船舶給油取扱所には、船舶に直接給油するための必要な空地を保有すること。

二 前号の空地及び固定給油設備又は給油配管の先端部の周囲は、その地盤面をコンクリート等で舗装すること。

三 前号の規定により舗装した部分には、漏れた危険物その他の液体が当該部分以外の部分に流出しないように排水溝及び油分離装置を設けること。ただし、漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができる措置が講じられている場合は、この限りでない。

四 固定給油設備を用いて給油する船舶給油取扱所は、前条第三項第四号の規定の例によるものであること。

五 給油配管の先端部に接続するホース機器を用いて給油する船舶給油取扱所は、前条第三項第五号の規定の例によるものであること。

六 船舶給油取扱所には、危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備を設けること。

うにするための措置を講ずること。

(鉄道給油取扱所の基準の特例)

第二十七条 (略)

- 2 鉄道給油取扱所については、令第十七条第一項第一号、第二号、第四号(給油空地に係る部分に限る。)、第五号(給油空地に係る部分に限る。)、第七号ただし書、第九号、第十号(給油ホースの長さに係る部分に限る。)及び第十九号並びに同条第二項第九号及び第十号の規定は、適用しない。
- 3 前項に定めるもののほか、鉄道給油取扱所の特例は、次のとおりとする。
 - 一 鉄道給油取扱所の給油設備は、固定給油設備又は給油配管等とする。
 - 二 鉄道給油取扱所には、鉄道又は軌道によつて運行する車両に直接給油するための空地で次に掲げる要件に適合するものを保有すること。
 - イ 当該車両が当該空地からはみ出さず、かつ、安全かつ円滑に給油を受けることができる広さを有すること。
 - ロ 固定給油設備又は給油配管の先端部の周囲に設けること。
 - 二 前号の空地のうち危険物が漏れるおそれのある部分は、漏れた危険物が浸透しないための第二十四条の十六の例による舗装をすること。
 - 三 第一号の二の空地には、可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、漏れた危険物その他の液体が前号の規定により舗装した部分以外の部分に流出しないように次に掲げる要件に適合する措置を講ずること。
 - イ 可燃性の蒸気が滞留しない構造とすること。

(鉄道給油取扱所の基準の特例)

第二十七条 (略)

- 2 鉄道給油取扱所については、令第十七条第一項第一号、第二号(給油空地に係る部分に限る。)、第三号(給油空地に係る部分に限る。)、第五号ただし書、第六号の二、第七号(給油ホースの長さに係る部分に限る。)及び第十二号並びに同条第二項第九号及び第十号の規定は、適用しない。
- 3 前項に定めるもののほか、鉄道給油取扱所の特例は、次のとおりとする。
 - 一 鉄道給油取扱所には、鉄道又は軌道によつて運行する車両に直接給油するための必要な空地を保有すること。
 - 二 前号の空地のうち危険物が漏れるおそれのある部分及び固定給油設備又は給油配管の先端部の周囲は、その地盤面をコンクリート等で舗装すること。
 - 三 前号の規定により舗装した部分には、漏れた危険物その他の液体が当該部分以外の部分に流出しないように排水溝及び油分離装置を設けること。

ロ 当該鉄道給油取扱所の給油設備の一つから告示で定める数量の危険物が漏えいするものとした場合において、当該危険物が前号の規定により舗装した部分以外の部分に流出せず、火災予防上安全な場所に設置された貯留設備に収容されること。

ハ 口の貯留設備に収容された危険物が外部に流出しないこと。
この場合において、水に溶けない危険物を収容する貯留設備にあつては、当該危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが鉄道給油取扱所外に排出されること。

四 給油設備が固定給油設備である鉄道給油取扱所は、第二十六条第三項第四号の規定の例によるものであること。

五 給油設備が給油配管等である鉄道給油取扱所は、第二十六条第三項第五号の規定の例によるものであること。

(圧縮天然ガス等充てん設備設置屋外給油取扱所の基準の特例)
第二十七条の三 (略)

2 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所については、令第十条第一項第十六号から第十八号まで及び第二十二号の規定は、適用しない。

3 6 (略)

7 第三項から前項までに定めるもののほか、圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の特例は、次のとおりとする。

一 防火設備から放出された水が、給油空地等、令第十七条第一項第二十号に規定するポンプ室等並びに専用タンクの注入口及び第二十五条第二号に掲げるタンクの注入口付近に達することを防止するための措置を講ずること。

四 固定給油設備を用いて給油する鉄道給油取扱所は、第二十六条第三項第四号の規定の例によるものであること。

五 給油配管の先端部に接続するホース機器を用いて給油する鉄道給油取扱所は、第二十六条第三項第五号の規定の例によるものであること。

(圧縮天然ガス等充てん設備設置屋外給油取扱所の基準の特例)
第二十七条の三 (略)

2 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所については、令第十条第一項第九号、第十号、第十一号及び第十五号の規定は、適用しない。

3 6 (略)

7 第三項から前項までに定めるもののほか、圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の特例は、次のとおりとする。

一 防火設備から放出された水が、給油空地等、令第十七条第一項第十三号に規定するポンプ室等並びに専用タンクの注入口及び第二十五条第二号に掲げるタンクの注入口付近に達することを防止するための措置を講ずること。

二〇四 (略)

(圧縮天然ガス等充てん設備設置屋内給油取扱所の基準の特例)
第二十七条の四 (略)

2 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所については、令第十七条第二項においてその例によるものとされる同条第一項第十六号及び第二十二号並びに同条第二項第七号及び第九号ただし書の規定は、適用しない。

三〇四 (略)

(圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の基準の特例)

第二十七条の五 (略)

2 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所については、令第十七条第一項第七号、第八号、第十六号から第十八号まで及び第二十二号の規定は、適用しない。

三〇五 (略)

6 第三項から前項までに定めるもののほか、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の特例は、次のとおりとする。

一 (略)

二 防火設備又は温度の上昇を防止する装置から放出された水が、給油空地等、令第十七条第一項第二十号に規定するポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近に達することを防止するための措置を講ずること。

三〇五 (略)

(自家用給油取扱所の基準の特例)

第二十八条 (略)

二〇四 (略)

(圧縮天然ガス等充てん設備設置屋内給油取扱所の基準の特例)
第二十七条の四 (略)

2 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所については、令第十七条第二項においてその例によるものとされる同条第一項第九号及び第十五号並びに同条第二項第七号及び第九号ただし書の規定は、適用しない。

三〇四 (略)

(圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の基準の特例)

第二十七条の五 (略)

2 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所については、令第十七条第一項第五号、第六号、第九号、第十号、第十一号及び第十五号の規定は、適用しない。

三〇五 (略)

6 第三項から前項までに定めるもののほか、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の特例は、次のとおりとする。

一 (略)

二 防火設備又は温度の上昇を防止する装置から放出された水が、給油空地等、令第十七条第一項第十三号に規定するポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近に達することを防止するための措置を講ずること。

三〇五 (略)

(自家用給油取扱所の基準の特例)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 第一項の給油取扱所(次項及び第五項に定めるものを除く。)については、令第十七条第一項第二号(間口及び奥行の長さに係る部分に限る。)及び同項第七号ただし書(簡易タンクを設けることができる地域に関する制限に係る部分に限る。)並びに第二十四条の第十四第一号の規定は、適用しない。

4・5 (略)

(メタノール等の屋外給油取扱所の特例)

第二十八条の二 メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る令第十七条第四項の規定による同条第一項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

一 削除

二 メタノールを取り扱う専用タンクを設ける場合には、当該専用タンクの位置、構造及び設備は、次によること。

イ 令第十七条第一項第八号イにおいてその例によるものとする令第十三条第一項第十三号の規定にかかわらず、専用タンク又はその周囲には、当該専用タンクからのメタノールの漏れを検知することができる装置を設けること。ただし、専用タンクに同条第二項第一号イ又はロに掲げる措置を講じたものにあつては、この限りでない。

ロ・ハ (略)

2 (略)

3 第一項の給油取扱所(次項及び第五項に定めるものを除く。)については、令第十七条第一項第一号(間口及び奥行の長さに係る部分に限る。)及び同項第五号ただし書(簡易タンクを設けることができる地域に関する制限に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

4・5 (略)

(メタノール等の屋外給油取扱所の特例)

第二十八条の二 メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る令第十七条第四項の規定による同条第一項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

一 令第十七条第一項第三号の規定にかかわらず、給油空地及び注油空地の周囲には、漏れた危険物その他の液体が当該空地以外の部分に流出しないように排水溝、油分離装置、切替弁及び漏れた危険物を収容する設備を設けること。ただし、メタノール等のみを取り扱う給油取扱所にあつては、油分離装置を設けないことができる。

二 メタノールを取り扱う専用タンクを設ける場合には、当該専用タンクの位置、構造及び設備は、次によること。

イ 令第十七条第一項第六号イにおいてその例によるものとする令第十三条第一項第十三号の規定にかかわらず、専用タンク又はその周囲には、当該専用タンクからのメタノールの漏れを検知することができる装置を設けること。ただし、専用タンクに同条第二項第一号イ又はロに掲げる措置を講じたものにあつては、この限りでない。

ロ・ハ (略)

二 令第十七条第一項第八号イにおいてその例によるものとされる令第十三条第三項の規定は、適用しないこと。

三・四 (略)

(メタノール等の屋内給油取扱所の特例)

第二十八条の二の二 メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る令第十七条第四項の規定による同条第二項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

一 削除

二・三 (略)

(顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例)

第二十八条の二の五 前条の給油取扱所に係る令第十七条第五項の規定による同条第一項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

一 (略)

二 顧客に自ら自動車等に給油させるための固定給油設備(以下「顧客用固定給油設備」という。)の構造及び設備は、次によること。

イ 給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。この場合において、当該手動開閉装置を開放状

二 令第十七条第一項第六号イにおいてその例によるものとされる令第十三条第三項の規定は、適用しないこと。

三・四 (略)

(メタノール等の屋内給油取扱所の特例)

第二十八条の二の二 メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る令第十七条第四項の規定による同条第二項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

一 令第十七条第二項においてその例によるものとされる同条第一項第三号の規定にかかわらず、給油空地及び注油空地の周囲には、漏れた危険物その他の液体が当該空地以外の部分に流出しないように排水溝、油分離装置、切替弁及び漏れた危険物を収容する設備を設けること。ただし、メタノール等のみを取り扱う給油取扱所にあつては、油分離装置を設けないことができる。

二・三 (略)

(顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例)

第二十八条の二の五 前条の給油取扱所に係る令第十七条第五項の規定による同条第一項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

一 (略)

二 顧客に自ら自動車等に給油させるための固定給油設備(以下「顧客用固定給油設備」という。)の構造及び設備は、次によること。

イ 給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。この場合において、当該手動開閉装置を開放状

態で固定する装置を備えたものにあつては、次によること。

- (1) 給油作業を開始しようとする場合において、給油ノズルの手動開閉装置が開放状態であるときは、当該手動開閉装置をいつたん閉鎖しなければ給油を開始することができない構造のものとする。

(2)・(3) (略)

口へ (略)

三六 (略)

(吹付塗装作業等の一般取扱所の特例)

第二十八条の五十五 (略)

- 2 前条第一号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号及び第四号から第十一号までの規定は、適用しない。

一四 (略)

- 五 液状の危険物を取り扱う建築物の一般取扱所の用に供する部分の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設けること。

六八 (略)

(洗浄作業の一般取扱所の特例)

第二十八条の五十五の二 (略)

2 (略)

- 3 第二十八条の五十四第一号の二の一般取扱所(指定数量の倍数が十未満のものに限る。)のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一

態で固定する装置を備えたものにあつては、次によること。

- (1) 給油作業を開始しようとする場合において、給油ノズルの手動開閉装置が開放状態であるときは、当該手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ給油を開始することができない構造のものとする。

(2)・(3) (略)

口へ (略)

三六 (略)

(吹付塗装作業等の一般取扱所の特例)

第二十八条の五十五 (略)

- 2 前条第一号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号及び第四号から第十一号までの規定は、適用しない。

一四 (略)

- 五 液状の危険物を取り扱う建築物の一般取扱所の用に供する部分の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、ためますを設けること。

六八 (略)

(洗浄作業の一般取扱所の特例)

第二十八条の五十五の二 (略)

2 (略)

- 3 第二十八条の五十四第一号の二の一般取扱所(指定数量の倍数が十未満のものに限る。)のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一

項において準用する令第九条第一項第一号、第二号及び第四号から第十一号までの規定は、適用しない。

一・二 (略)

三 建築物の一般取扱所の用に供する部分(前号の空地を含む。

第六号において同じ。)の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。

四〓六 (略)

(焼入れ作業等の一般取扱所の特例)

第二十八条の五十六 (略)

2 (略)

3 第二十八条の五十四第二号の一般取扱所(指定数量の倍数が十未満のものに限る。)のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号及び第四号から第十一号までの規定は、適用しない。

一 (略)

二 建築物の一般取扱所の用に供する部分(前号の空地を含む。

次号において同じ。)の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。

三 (略)

(ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所の特例)

第二十八条の五十七 (略)

2 (略)

項において準用する令第九条第一項第一号、第二号及び第四号から第十一号までの規定は、適用しない。

一・二 (略)

三 建築物の一般取扱所の用に供する部分(前号の空地を含む。

第六号において同じ。)の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためます及び当該床の周囲に排水溝を設けること。

四〓六 (略)

(焼入れ作業等の一般取扱所の特例)

第二十八条の五十六 (略)

2 (略)

3 第二十八条の五十四第二号の一般取扱所(指定数量の倍数が十未満のものに限る。)のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号及び第四号から第十一号までの規定は、適用しない。

一 (略)

二 建築物の一般取扱所の用に供する部分(前号の空地を含む。

次号において同じ。)の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためます及び当該床の周囲に排水溝を設けること。

三 (略)

(ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所の特例)

第二十八条の五十七 (略)

2 (略)

3 第二十八条の五十四第三号の一般取扱所（指定数量の倍数が十未満のものに限る。）のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号及び第四号から第十一号までの規定は、適用しない。

一（略）
二 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前号の空地を含む。）

次号において同じ。）の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。

三（略）

4 第二十八条の五十四第三号の一般取扱所（指定数量の倍数が十未満のものに限る。）のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第四号から第十二号まで及び第二十号イ（防油堤に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

一（七）（略）

八 第三号及び第六号の囲いの内部は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

九（十一）（略）

（充てんの一般取扱所の特例）

第二十八条の五十八（略）

2 第二十八条の五十四第四号の一般取扱所のうち、その構造及び

3 第二十八条の五十四第三号の一般取扱所（指定数量の倍数が十未満のものに限る。）のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号及び第四号から第十一号までの規定は、適用しない。

一（略）
二 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前号の空地を含む。）

次号において同じ。）の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためます及び当該床の周囲に排水溝を設けること。

三（略）

4 第二十八条の五十四第三号の一般取扱所（指定数量の倍数が十未満のものに限る。）のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第四号から第十二号まで及び第二十号イ（防油堤に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

一（七）（略）

八 第三号及び第六号の囲いの内部は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜及びためますを設けること。この場合において、危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、ためますに油分離装置を設けなければならない。

九（十一）（略）

（充てんの一般取扱所の特例）

第二十八条の五十八（略）

2 第二十八条の五十四第四号の一般取扱所のうち、その構造及び

設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第五号から第十二号までの規定は、適用しない。

一～三（略）

四 一般取扱所には、危険物を車両に固定されたタンクに注入するための設備（危険物を移送する配管を除く。）の周囲に、タンクを固定した車両が当該空地からはみ出さず、かつ、当該タンクに危険物を安全かつ円滑に注入することができる広さを有する空地を保有すること。

五 一般取扱所に危険物を容器に詰め替えるための設備を設ける場合は、当該設備（危険物を移送する配管を除く。）の周囲に、容器を安全に置くことができ、かつ、当該容器に危険物を安全かつ円滑に詰め替えることができる広さを有する空地を前号の空地以外の場所に保有すること。

六 前二号の空地は、漏れた危険物が浸透しないための第二十四条の十六の例による舗装をすること。

七 第四号及び第五号の空地には、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物その他の液体が当該空地以外の部分に流出しないように第二十四条の十七の例による措置を講ずること。

（詰替えの一般取扱所の特例）

第二十八条の五十九（略）

2 第二十八条の五十四第五号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、

設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第五号から第十二号までの規定は、適用しない。

一～三（略）

四 一般取扱所には、危険物を車両に固定されたタンクに注入するための設備（危険物を移送する配管を除く。）の周囲に、必要な空地を保有すること。

五 一般取扱所に危険物を容器に詰め替えるための設備を設ける場合は、当該設備（危険物を移送する配管を除く。）の周囲に、必要な空地を前号の空地以外の場所に保有すること。

六 前二号の空地は、その地盤面を周囲の地盤面より高くするとともに、その表面に適当な傾斜をつけ、かつ、コンクリート等で舗装すること。

七 第四号及び第五号の空地には、漏れた危険物その他の液体が当該空地以外の部分に流出しないようにためます及び周囲に排水溝を設けること。この場合において、第四類の危険物（水に溶けないものに限る。）を取り扱う空地にあつては、ためますに油分離装置を設けなければならない。

（詰替えの一般取扱所の特例）

第二十八条の五十九（略）

2 第二十八条の五十四第五号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、

令第十九条第一項において準用する令第九条第一項（第三号、第十七号及び第二十一号を除く。）の規定は、適用しない。

一 一般取扱所には、固定注油設備のうちホース機器の周囲（懸垂式の固定注油設備にあつては、ホース機器の下方）に、容器に詰め替え、又はタンクに注入するための空地であつて、当該一般取扱所に設置する固定注油設備に係る次のイ又はロに掲げる区分に応じそれぞれイ又はロに定める広さを有するものを保有すること。

イ 危険物を容器に詰め替えるための固定注油設備 容器を安全に置くことができ、かつ、当該容器に危険物を安全かつ円滑に詰め替えることができる広さ

ロ 危険物を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備 タンクを固定した車両が当該空地からはみ出さず、かつ、当該タンクに危険物を安全かつ円滑に注入することができる広さ

二 前号の空地は、漏れた危険物が浸透しないための第二十四条の十六の例による舗装をすること。

三 第一号の空地には、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物その他の液体が当該空地以外の部分に流出しないように第二十四条の十七の例による措置を講ずること。

四 六（略）

七 固定注油設備は、令第十七条第一項第十号に定める給油取扱所の固定注油設備の例によるものであること。

八 九（略）

十 一般取扱所の周囲には、高さ二メートル以上の塀又は壁であ

令第十九条第一項において準用する令第九条第一項（第三号、第十七号及び第二十一号を除く。）の規定は、適用しない。

一 一般取扱所には、固定注油設備のうちホース機器の周囲（懸垂式の固定注油設備にあつては、ホース機器の下方）に、容器に詰め替え、又はタンクに注入するための必要な空地を保有すること。

二 前号の空地は、その地盤面を周囲の地盤面より高くするとともに、その表面に適当な傾斜をつけ、かつ、コンクリート等で舗装すること。

三 第一号の空地には、漏れた危険物その他の液体が当該空地以外の部分に流出しないように排水溝及び油分離装置を設けると。

四 六（略）

七 固定注油設備は、令第十七条第一項第七号に定める給油取扱所の固定注油設備の例によるものであること。

八 九（略）

十 一般取扱所の周囲には、高さ二メートル以上の耐火構造の、

つて、耐火構造のもの又は不燃材料で造られたもので次に掲げる要件に該当するものを設けること。

イ 開口部（防火設備ではめころし戸であるもの（ガラスを用いるものである場合には、網入りガラスを用いたものに限る。）を除く。）を有しないものであること。

ロ 当該一般取扱所において告示で定める火災が発生するものとした場合において、当該火災により当該一般取扱所に隣接する敷地に存する建築物の外壁その他の告示で定める箇所における輻射熱が告示で定める式を満たすこと。

十一（略）

十二 ポンプ室その他危険物を取り扱う室は、令第十七条第一項第二十号に掲げる給油取扱所のポンプ室その他危険物を取り扱う室の例によるものであること。

十三・十四（略）

（油圧装置等を設置する一般取扱所の特例）

第二十八条の六十（略）

2・3（略）

4 第二十八条の五十四第六号の一般取扱所（指定数量の倍数が三十未満のものに限る。）のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第四号から第十一号まで、第十八号及び第十九号の規定は、適用しない。

一（略）

二 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前号の空地を含む。第四号において同じ。）の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の

又は不燃材料で造つた塀又は壁を設けること。この場合において、当該一般取扱所に接近して延焼のおそれのある建築物があるときは、塀又は壁を防火上安全な高さとしなければならない。

十一（略）

十二 ポンプ室その他危険物を取り扱う室は、令第十七条第一項第十三号に掲げる給油取扱所のポンプ室その他危険物を取り扱う室の例によるものであること。

十三・十四（略）

（油圧装置等を設置する一般取扱所の特例）

第二十八条の六十（略）

2・3（略）

4 第二十八条の五十四第六号の一般取扱所（指定数量の倍数が三十未満のものに限る。）のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第四号から第十一号まで、第十八号及び第十九号の規定は、適用しない。

一（略）

二 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前号の空地を含む。第四号において同じ。）の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためます及び当該床の

周囲に排水溝を設けること。

三・四 (略)

(切削装置等を設置する一般取扱所の特例)

第二十八条の六十の二 (略)

2 (略)

3 第二十八条の五十四第七号の一般取扱所(指定数量の倍数が十未満のものに限る。)のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十八号及び第十九号の規定は、適用しない。

一 (略)

二 建築物の一般取扱所の用に供する部分(前号の空地を含む。次号において同じ。)の床は、危険物が浸透しない構造とする

とともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。

三 第二十八条の五十五第二項第六号から第八号まで、第二十八条の五十五の二第三項第一号及び前条第四項第三号に掲げる基準に適合するものであること。

(航空機給油取扱所における取扱いの基準)

第四十条の三の七 令第二十七条第六項第一号の二の規定による航空機給油取扱所における取扱いの基準は、次のとおりとする。

一 航空機以外には給油しないこと。

一 の二 給油するときは、当該給油取扱所の給油設備を使用して直接給油すること。

周囲に排水溝を設けること。

三・四 (略)

(切削装置等を設置する一般取扱所の特例)

第二十八条の六十の二 (略)

2 (略)

3 第二十八条の五十四第七号の一般取扱所(指定数量の倍数が十未満のものに限る。)のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十八号及び第十九号の規定は、適用しない。

一 (略)

二 建築物の一般取扱所の用に供する部分(前号の空地を含む。次号において同じ。)の床は、危険物が浸透しない構造とする

とともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためます及び当該床の周囲に排水溝を設けること。

三 第二十八条の五十五第二項第六号から第八号まで、第二十八条の五十五の二第三項第一号及び前条第四項第三号に掲げる基準に適合するものであること。

(航空機給油取扱所における取扱いの基準)

第四十条の三の七 令第二十七条第六項第一号の二の規定による航空機給油取扱所における取扱いの基準は、次のとおりとする。

一 航空機に給油するときは、固定給油設備、給油配管の先端部に接続するホース機器、給油ホース車又は給油タンク車を使用して直接給油すること。

二 航空機（給油タンク車を用いて給油する場合にあつては、航空機及び給油タンク車）の一部又は全部が、第二十六条第三項第一号の二の空地からはみ出たままで給油しないこと。
三（五）（略）

（船舶給油取扱所における取扱いの基準）

第四十条の三の八 令第二十七条第六項第一号の二の規定による船舶給油取扱所における取扱いの基準は、前条第三号の規定によるほか、次のとおりとする。

- 一 係留された船舶以外には給油しないこと。
- 二 給油するときは、当該給油取扱所の給油設備を使用して直接給油すること。
- 三 給油タンク車を用いて給油するときは、次によること。
 - イ 引火点が四十度以上の第四類の危険物以外の危険物を給油しないこと。
 - ロ 当該給油タンク車が移動しないための措置を講ずること。
 - ハ 当該給油タンク車（給油ホースを除く。）の一部又は全部が、第二十六条の二第三項第一号の二の空地からはみ出たままで給油しないこと。
 - ニ 当該給油タンク車の給油ホースの先端を船舶の燃料タンクの給油口に緊結すること。
 - ホ 当該給油タンク車の給油設備を接地すること。ただし、静電気による災害が発生するおそれのない危険物を給油する場合は、この限りでない。

（鉄道給油取扱所における取扱いの基準）

第四十条の三の九 令第二十七条第六項第一号の二の規定による鉄

二 航空機の一部又は全部が、第二十六条第三項第一号の空地からはみ出たままで給油しないこと。

三（五）（略）

（船舶給油取扱所における取扱いの基準）

第四十条の三の八 令第二十七条第六項第一号の二の規定による船舶給油取扱所における取扱いの基準は、前条第三号の規定によるほか、次のとおりとする。

- 一 船舶に給油するときは、固定給油設備又は給油配管の先端部に接続するホース機器を使用して直接給油すること。
- 二 船舶に給油するときは、船舶が移動しないように係留すること。

（鉄道給油取扱所における取扱いの基準）

第四十条の三の九 令第二十七条第六項第一号の二の規定による鉄

道給油取扱所における取扱いの基準は、第四十条の三の七第三号の規定によるほか、次のとおりとする。

一 鉄道又は軌道によつて運行する車両以外には給油しないこと。

二 給油するときは、当該給油取扱所の給油設備を使用して直接給油すること。

三 給油するときは、第二十七条第三項第一号の二の空地のうち舗装された部分で給油すること。

(運搬容器への収納)

第四十三条の三 (略)

2 令第二十九条第一号の規定により、第四十三条第一項第二号に定める運搬容器(次条及び第四十五条において「機械により荷役する構造を有する運搬容器」という。)への収納は、前項(第三号を除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 次に掲げる要件に適合する運搬容器に収納すること。

イ (略)

ロ 金属製の運搬容器、硬質プラスチック製の運搬容器又はプラスチック容器付きの運搬容器にあつては、次に掲げる試験及び点検において、漏れ等異常がないこと。ただし、収納する危険物の品名、収納の態様等に応じて告示で定める容器にあつては、この限りでない。

(1) (2) (略)

二七 (略)

道給油取扱所における取扱いの基準は、第四十条の三の七第三号の規定によるほか、次のとおりとする。

一 鉄道又は軌道によつて運行する車両(以下この条において「車両」という。)に給油するときは、固定給油設備又は給油配管の先端部に接続するホース機器を使用して直接給油すること。

二 車両に給油するときは、第二十七条第三項第一号の空地のうち、コンクリート等で舗装された部分で給油すること。

(運搬容器への収納)

第四十三条の三 (略)

2 令第二十九条第一号の規定により、第四十三条第一項第二号に定める運搬容器(次条及び第四十五条において「機械により荷役する構造を有する運搬容器」という。)への収納は、前項(第三号を除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 次に掲げる要件に適合する運搬容器に収納すること。

イ (略)

ロ 金属製の運搬容器、硬質プラスチック製の運搬容器又はプラスチック容器付きの運搬容器にあつては、次に掲げる試験及び点検において、漏れ等異常がないこと。

(1) (2) (略)

二七 (略)

(表示)

第四十四条 (略)

2～5 (略)

6 機械により荷役する構造を有する運搬容器(危険物の収納の態様等に応じて告示で定める運搬容器を除く。)の外部に行う表示は、第一項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 (略)

二 第四十三条第四項第二号ただし書の告示で定める容器以外の容器にあつては、積み重ね試験荷重

三・四 (略)

第六十二条の五の二 令第八条の五第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる製造所等に係る定期点検は、第六十二条の四の規定によるほか、告示で定めるところにより、令第十三条第一項第一号に規定する地下貯蔵タンク(令第九条第一項第二十号八において準用する場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。以下この条において「地下貯蔵タンク」という。)及び令第十三条第二項に規定する二重殻タンク(令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。以下この条において「二重殻タンク」という。)の強化プラスチック製の外殻の漏れの点検を行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる地下貯蔵タンク若しくはその部分又は二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻にあつては、この限りでない。

(表示)

第四十四条 (略)

2～5 (略)

6 機械により荷役する構造を有する運搬容器(危険物の収納の態様等に応じて告示で定める運搬容器を除く。)の外部に行う表示は、第一項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 (略)

二 積み重ね試験荷重

三・四 (略)

第六十二条の五の二 令第八条の五第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる製造所等に係る定期点検は、第六十二条の四の規定によるほか、告示で定めるところにより、令第十三条第一項第一号に規定する地下貯蔵タンク(令第九条第一項第二十号八において準用する場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第六号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。以下この条において「地下貯蔵タンク」という。)及び令第十三条第二項に規定する二重殻タンク(令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第六号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。以下この条において「二重殻タンク」という。)の強化プラスチック製の外殻の漏れの点検を行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる地下貯蔵タンク若しくはその部分又は二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻にあつては、この限りでない。

2
(略)
(略)

2
(略)
(略)

様式第4のり(第4条、第5条関係)

(表)

給油取扱所構造設備明細書

事業の概要									
敷地面積		m ²							
給油空地		間口		m		奥行		m	
注油空地		有(容器詰替・移動貯蔵タンクに注入)・無							
空地の舗装		コンクリート・その他()							
建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造		階数		建築面積		水平投影面積			
		階		m ²		m ²			
		壁	柱	床	はり	屋根	窓	出入口	
建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造		階数	延べ面積	建築面積	壁	柱	床	はり	
			m ²	m ²					
上階の有無		有(用途)・無							
(給油取扱所以外)		(有の場合、屋根又はひさしの有無 有(m)・ 無)							
建築物の用途別面積	項目 用途	床又は壁で区画された部分の1階の床面積			床又は壁で区画された部分(係員のみが出入りするものを除く。)の床面積(2階以上を含む。)				
	第1号	m ²							
	第1号の2	m ²			m ²				
	第2号	m ²			m ²				
	第3号	m ²			m ²				
	第4号	m ²							
	第5号	m ²							
	計	m ²			m ²				
周囲の塀又は壁		構造等				高さ	m		
		はめごろし戸の有無			有(網入りガラス・その他())・無				

(裏)

固定給油設備等	項目	型	式	数	道路境界線		敷地境界線		
	設備				間	間	間	間	
	固定給油設備					m		m	
	固定注油設備					m		m	
固定給油設備以外の給油設備		給油配管及び(ホース機器・給油ホース車(台))・給油タンク車							
附随設備の概要									
電気設備									
消火設備									
警報設備									
避難設備									
事務所等その他									
火気使用設備									
滞留防止措置		地盤面を高くし傾斜を設ける措置 その他()							
流出防止措置		排水溝及び油分離装置を設ける措置 その他()							
タンク設備		専用タンク			可燃性蒸気回収設備	有・無			
		廃油タンク等			簡易タンク				
工事請負者		住所氏名							
住所氏名									

備考1 この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。

3 建築物の用途別面積の欄中「用途」とは、第25条の4第1項各号又は第27条の3第3項各号に定める用途をいう。

4 専用タンク、廃油タンク等又は簡易タンクにあつては、構造設備明細書(様式第4のホ又は様式第4のへ)を添付すること。

総務省告示第四百四十八号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第十三条の四、第十九条の二、第二十条の四第三項、第二十二条の三の二第三項、第二十三条の二第二項、第二十四条の十七、第二十五条の四の二、第二十六条第三項（同令第二十六条の二第三項においてその例による場合を含む。）、第二十七条第三項、第二十八条の四、第二十八条の八第二項、第二十八条の九第一項、第二十八条の十六（同令第二十八条の十九第四項及び第二十八条の二十一第四項において準用する場合を含む。）、第二十八条の四十七、第二十八条の四十八、第二十八条の五十九第二項、第四十三条第一項、第四十三条の三第二項及び第四十四条第六項の規定に基づき、昭和四十九年自治省告示第九十九号（危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月十七日

総務大臣 竹中 平蔵

第三条第一号イ中「若しくはブローンアスファルト又は日本工業規格G三四九二「水道用鋼管コールタールエナメル塗覆装方法」に定めるコールタールエナメル」を「又はブローンアスファルト」に改め、同号ロ中「ビニロソクロス」を「耐熱用ビニロソクロス」に改め、同条第二号中「若しくは日本工業規格G三四九二「水道用鋼管コールタールエナメル塗覆装方法」」を削る。

第四条の二の次に次の一条を加える。

(敷地境界線の外縁に存する施設)

第四条の二の二 規則第十九条の二第四号の告示で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 専ら貨物の輸送の用に供する鉄道又は軌道

二 製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業、熱供給業及び倉庫業に係る事業所並びに油槽所の敷地であつて、当該敷地内に危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号。以下「令」という。)第九条第一号イから八に掲げる建築物等の存しないものうち、現に当該事業の用に供されているもの

三 都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第八条第一項第一号の工業専用地域内に存する道路で前号に掲げる事業所(油槽所を含む。以下この号において同じ。)の敷地相互間に存するもので、かつ、専ら当該事業所の交通の用に供するもの

第四条の二十第二項第一号イの表(二)の項中「石狩郡 厚田郡 浜益郡」を「北斗市 石狩郡」に、「茅部郡」を「茅部郡 二世郡」に、「むつ市」を「むつ市 つがる市 平川市」に改め、「北会津郡」及び「珠洲郡」を削り、「美馬郡」を「美馬市 三好市 美馬郡」に、「高松市」を「高松市(旧木田郡庵治町及び牟礼町の区域を除く。)」に、「観音寺市」を「観音寺市 三豊市」に改め、「三豊郡」を削り、同表(三)の項中「朝日町、風連町」を削り、「八代市」を「八代市(旧八代郡坂本村、千丁町、鏡町、東陽村及び泉村の区域を除く。)」に改め、「本渡市」及び「牛深市」を削り、

「宇土郡」を「上天草市 宇城市（旧下益城郡松橋町、小川町及び豊野町の区域を除く。） 天草市」に、「日田市」を「日田市（旧日田郡前津江村、中津江村、上津江村、大山町及び天瀬町の区域を除く。）」に、「西国東郡」を「国東市」に改め、「下毛郡 宇佐郡」を削り、「名瀬市」を「奄美市」に改め、同表に次のように加える。

備考 この表に掲げる区域は、平成十八年四月一日における行政区画によつて表示されたものとする。

第四条の二十一の二第一項第二号イ(3)中「金属材料衝撃試験方法」を「金属材料のシャルピー衝撃試験方法」に改める。

第四条の二十二第二号中「ためます」を「貯留設備」に改める。

第四条の三十二第四号中「日本工業規格G四一〇五「クロムモリブデン鋼鋼材」」を「日本工業規格G四〇五三「機械構造用合金鋼鋼材」」に改める。

第四条の四十八第二項第二号イ中「ビニロクロス」を「耐熱用ビニロクロス」に改める。

第四条の五十の次に次の二条を加える。

（漏えいを想定する危険物の数量）

第四条の五十一 規則第二十四条の十七第二号、第二十六条第三項第三号口（規則第二十六条の二第三項第三号においてその例による場合を含む。）及び第二十七条第三項第三号口の告示で定める危

危険物の数量は、五百リットル（灯油又は軽油を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備にあつては九百リットル、船舶給油取扱所の給油設備にあつては五十リットル）とする。

（給油取扱所の塀又は壁に考慮すべき火災等）

第四条の五十二 規則第二十五条の四の二第二号の告示で定める火災は、次に掲げる火災とする。

一 固定給油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。）から自動車等の燃料タンクに給油中に漏えいした危険物が燃焼する火災

二 固定注油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。）から容器又は車両に固定されたタンクに注油中に漏えいした危険物が燃焼する火災

三 専用タンク（令第十七条第一項第七号の専用タンクをいう。）に危険物を注入中に漏えいした危険物が燃焼する火災

2 規則第二十五条の四の二第二号の告示で定める箇所は、次の各号に掲げる箇所とする。

一 給油取扱所に隣接し、又は近接して存する建築物の外壁及び軒裏（耐火構造、準耐火構造又は防火構造のものを除く。第六十八条の二第二項において同じ。）で当該給油取扱所に面する部分の表面

二 給油取扱所の塀又は壁に設けられた防火設備（令第九条第一項第七号の防火設備をいい、ガラスを用いたものに限る。第六十八条の二第二項において同じ。）の給油取扱所に面しない側の表

3 規則第二十五条の四の二第二号の告示で定める式は、次のとおりとする。

$$\int_0^t q^2 dt = 2,000$$

t_e は、燃焼時間（単位 分）

q は、放射熱（単位 kw/m^2 ）

t は、燃焼開始からの経過時間（単位 分）

第五条第三号中「日本工業規格 B 二二三八「鋼製管フランジ通則」又は」を削り、「鋼製溶接式管フランジ」を「鋼製管フランジ」（スリップオン溶接式フランジ（板フランジ）、スリップオン溶接式フランジ（ハブフランジ）、突合せ溶接式フランジ（呼び圧力三〇Kのものに限る。）及び閉止フランジに係る規格に限る。）に改め、同条第四号中「鑄鋼フランジ形弁」を「鋼製弁」（鑄鋼フランジ形弁に係る規格に限る。）に改める。

第二十条第一号中「日本工業規格 C 九三〇一「交流アーク溶接機」、日本工業規格 C 九三〇六「垂下特性形整流器式直流アーク溶接機」を「日本工業規格 C 九三〇〇「アーク溶接機」（交流アーク溶接機及び垂下特性形整流器式直流アーク溶接機に係る規格に限る。）に改める。

第二十二条第一号イ中「若しくは」を「又は」に改め、「又は日本工業規格 G 三四九二「水道用鋼管コーラルエナメル塗覆装方法」に定めるコーラルエナメル」を削り、同号口中「ビニロン

クロス」を「耐熱用ビニロンクロス」に改め、同条第二号中「若しくは日本工業規格G三四九二「水道用鋼管コールタールエナメル塗覆装方法」」を削る。

第三十二条第五号中「第二十一条第一項」を「第三十九条第一項」に、「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条」を「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項」に改め、同条第七号中「（昭和四十三年法律第百号）」を削る。

第五十五条第二号二(1)中「危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第五十八条第五号中「油用遠心ポンプの試験及び検査方法」を「油用遠心ポンプ 油を用いる試験方法」に、「歯車ポンプ及びねじポンプ 試験及び検査方法」を「歯車ポンプ及びねじポンプ 試験方法」に改める。

第五十九条中「石綿板その他の」を削り、同条の表中「一五以上」を「十五以上」に改める。

第六十一条第一号中「石綿板その他の」を削り、同条第五号中「つけ」を「付け」に、「ためます」を「貯留設備」に改める。

第六十二条第二号中「ためます」を「貯留設備」に改める。

第六十三条第二号中「そう入又は取り出し」を「挿入又は取出し」に改め、同条第三号中「発生せ

しめない」を「発生させない」に改め、同条第四号中「ためます」を「貯留設備」に改める。

第六十六条第一号の表中「一五」を「十五」に改める。

第六十八条の二を次のように改める。

(詰替えの一般取扱所の塀又は壁)

第六十八条の二 規則第二十八条の五十九第二項第十号口の告示で定める火災は、次に掲げる火災とする。

一 固定注油設備から容器又は車両に固定されたタンクに注油中に漏えいした危険物が燃焼する火災

二 規則第二十八条の五十九第二項第四号の地下専用タンクに危険物を注入中に漏えいした危険物が燃焼する火災

2 規則第二十八条の五十九第二項第十号口の告示で定める箇所は、次の各号に掲げる箇所とする。

一 一般取扱所に隣接し、又は近接して存する建築物の外壁及び軒裏で当該一般取扱所に面する部分の表面

二 一般取扱所の塀又は壁に設けられた防火設備の当該一般取扱所に面しない側の表面

3 規則第二十八条の五十九第二項第十号口の告示で定める式は、次のとおりとする。

$$\int_0^t q^2 dt \quad 2,000$$

t_e は、 燃焼時間（単位 分）

q は、 輻射熱（単位 kw / m^2 ）

t は、 燃焼開始からの経過時間（単位 分）

第六十八条の三の二第四号口及び第五号口中「紙及び板紙の吸水度試験方法」を「紙及び板紙 吸水度試験方法 コツブ法」に改め、同号八中「衝撃あなあけ強さ」を「衝撃あな開け強さ」に、「板紙の」を「板紙」に改める。

第六十八条の三の三第一項中「規則第四十三条第一項第二号イ」を「同号イ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に掲げるもののほか、規則第四十三条第一項第二号ただし書の規定に基づき、第四類の危険物のうち第三石油類（引火点が百三十度以上のものに限る。）又は第四石油類を収納する変圧器、リアクトル、コンデンサーその他これらに類する電気機械器具（同号イからホまでに定める基準に適合する金属製のものに限る。）は、規則別表第三の四の基準及び同号イからへまでの基準に適合する運搬容器と安全上同等以上であると認める。

第六十八条の六の二第八項第一号八中「つけ」を「付け」に改める。

第六十八条の六の四を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

規則第四十三条の三第二項第一号口ただし書の告示で定める容器は、第六十八条の三の三第二項

に定める容器とする。

第六十八条の六の五第一号中「金属製の運搬容器」の下に「、硬質プラスチック製の運搬容器又はプラスチック内容器付きの運搬容器」を加え、同号八中「直近の」を「液体の危険物又は十キロパスカル以上の圧力を加えて収納し、若しくは排出する固体の危険物を収納する容器（第六十八条の六の三に定める容器を除く。）にあつては、直近の」に改め、同号二中「直近の」を「第六十八条の三の三第二項に定める容器以外の容器にあつては、直近の」に改め、同号ホ中「収納又は排出時に当該容器に加わる最大圧力」を「危険物を圧力を加えて収納し、又は排出する容器にあつては、最大収納及び最大排出圧力」に改め、同号ヘ中「本体の」を「金属製の運搬容器（第六十八条の三の三第二項に定める容器を除く。）にあつては、本体の」に改め、同号に次のように加える。

ト 硬質プラスチック製の運搬容器又はプラスチック内容器付きの運搬容器（液体の危険物又は十キロパスカル以上の圧力を加えて収納し、若しくは排出する固体の危険物を収納するもの）（第六十八条の六の三に定める容器を除く。）に限る。）にあつては、内圧試験における試験圧力（単位 kPa 又は bar）

第六十八条の六の五第三号を削り、同条中第四号を第三号とする。

附 則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）新旧対照表

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地下配管の塗覆装）</p> <p>第三条 規則第十三条の四の規定により地下配管に塗覆装を行う場合においては、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>一 塗覆装材は、次に掲げるもの又はこれと同等以上の防食効果を有するものを用いること。</p> <p>イ 塗装材にあつては、日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定めるアスファルトエナメル又はブローンアスファルト</p> <p>ロ 覆装材にあつては、日本工業規格L三四〇五「ヘッシャンクロス」に適合するもの又は日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定める耐熱用ビニロンクロス、ガラスクロス若しくはガラスマット</p> <p>二 塗覆装の方法は、日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に適合する方法又はこれと同等以上の防食効果を有する方法とすること。</p> <p>（敷地境界線の外縁に存する施設）</p> <p>第四条の二の二 規則第十九条の二第四号の告示で定める施設は、次に掲げるものとする。</p>	<p>（地下配管の塗覆装）</p> <p>第三条 規則第十三条の四の規定により地下配管に塗覆装を行う場合においては、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>一 塗覆装材は、次に掲げるもの又はこれと同等以上の防食効果を有するものを用いること。</p> <p>イ 塗装材にあつては、日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定めるアスファルトエナメル若しくはブローンアスファルト又は日本工業規格G三四九二「水道用鋼管コーラルエナメル塗覆装方法」に定めるコーラルエナメル</p> <p>ロ 覆装材にあつては、日本工業規格L三四〇五「ヘッシャンクロス」に適合するもの又は日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定めるビニロンクロス、ガラスクロス若しくはガラスマット</p> <p>二 塗覆装の方法は、日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」若しくは日本工業規格G三四九二「水道用鋼管コーラルエナメル塗覆装方法」に適合する方法又はこれと同等以上の防食効果を有する方法とすること。</p> <p>【追加】 旧第六十八条の二を移管</p>

一 専ら貨物の輸送の用に供する鉄道又は軌道

二 製造業（物品の加工修理業を含む。）^一、電気供給業、ガス供給業、熱供給業及び倉庫業に係る事業所並びに油槽所の敷地であつて、当該敷地内に危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号。以下「令」という。）^二第九條第一号イからハに掲げる建築物等の存しないものうち、現に当該事業の用に供されているもの

三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）^三第八條第一項第一号の工業専用地域内に存する道路で前号に掲げる事業所（油槽所を含む。）^四以下この号において同じ。）の敷地相互間に存するもので、かつ、専ら当該事業所の交通の用に供するもの

（地震の影響）

第四條の二十（略）

2 地震の影響に関する特定屋外貯蔵タンクの設計震度の計算方法は、次に定めるとおりとする。

一 設計水平震度は、次の式によること。

$$K_h = 0.15 \cdot 1 \cdot 2 \cdot 3$$

K_h は、設計水平震度

¹は、地域別補正係数（次の表イの中欄に掲げる地域区分に同じ、同表の下欄に掲げる値とする。第三号、第四條の二十三第一号、第四條の四十五第二項第一号及び第二号、第十三條第二項第一号並びに第七十九條第二号において同じ。）

²は、地盤別補正係数（次の表ロの上欄に掲げる特定屋外貯蔵タンクが設置される地盤の区分に応じ、同表の下欄に掲げる値とする。第四條の二十三第一号、第四條の四十五第二項第二号及び第七十九條第二号において同じ。）

³は、特定屋外貯蔵タンクの固有周期を考慮した応答倍率（次

（地震の影響）

第四條の二十（略）

2 地震の影響に関する特定屋外貯蔵タンクの設計震度の計算方法は、次に定めるとおりとする。

一 設計水平震度は、次の式によること。

$$K_h = 0.15 \cdot 1 \cdot 2 \cdot 3$$

K_h は、設計水平震度

¹は、地域別補正係数（次の表イの中欄に掲げる地域区分に同じ、同表の下欄に掲げる値とする。第三号、第四條の二十三第一号、第四條の四十五第二項第一号及び第二号、第十三條第二項第一号並びに第七十九條第二号において同じ。）

²は、地盤別補正係数（次の表ロの上欄に掲げる特定屋外貯蔵タンクが設置される地盤の区分に応じ、同表の下欄に掲げる値とする。第四條の二十三第一号、第四條の四十五第二項第二号及び第七十九條第二号において同じ。）

³は、特定屋外貯蔵タンクの固有周期を考慮した応答倍率（次

イ
の図八に掲げる地盤の区分に応じて特定屋外貯蔵タンクの固有
周期より求めた値とする。第七十九条第二号において同じ。）

	(一)		
	(二)又は(三)に掲げる地域以外の地域	地 域 区 分	地域別補 正係数
北海道のうち 札幌市 函館市 小樽市 室蘭市 北見市 夕張市 岩見沢市 網走市 苫小牧市 美唄 市 芦別市 江別市 赤平市 三笠市 千歳 市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 富 良野市 登別市 恵庭市 伊達市 北広島市 石狩市 北斗市 石狩郡 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡 二世郡 山越郡 檜山郡 爾志郡 久遠郡 奥尻郡 瀬棚郡 島牧郡 寿都郡 磯谷郡 虻田郡 岩内郡 古宇郡 積丹郡 古平郡 余市郡 空知郡 夕張郡 樺戸郡 雨竜郡 上川郡(東神楽町、上川 町、東川町及び美瑛町に限る。) 勇払郡 網走郡 斜里郡 常呂郡 有珠郡 白老郡 青森県のうち 青森市 弘前市 黒石市 五所川原市 むつ 市 つがる市 平川市 東津軽郡 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡 下北郡 秋田県 山形県		一・〇〇	

イ
の図八に掲げる地盤の区分に応じて特定屋外貯蔵タンクの固有
周期より求めた値とする。第七十九条第二号において同じ。）

	(一)		
	(二)又は(三)に掲げる地域以外の地域	地 域 区 分	地域別補 正係数
北海道のうち 札幌市 函館市 小樽市 室蘭市 北見市 夕張市 岩見沢市 網走市 苫小牧市 美唄 市 芦別市 江別市 赤平市 三笠市 千歳 市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 富 良野市 登別市 恵庭市 伊達市 北広島市 石狩市 石狩郡 厚田郡 浜益郡 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡 山越郡 檜山郡 爾志郡 久遠郡 奥尻郡 瀬棚郡 島牧郡 寿都郡 磯谷郡 虻田郡 岩内郡 古宇郡 積丹郡 古平郡 余市郡 空知郡 夕張郡 樺戸郡 雨竜郡 上川郡(東神楽町、上川 町、東川町及び美瑛町に限る。) 勇払郡 網走郡 斜里郡 常呂郡 有珠郡 白老郡 青森県のうち 青森市 弘前市 黒石市 五所川原市 むつ 市 東津軽郡 西津軽郡 中津軽郡 南津軽 郡 北津軽郡 下北郡 秋田県 山形県		一・〇〇	

北海道のうち	<p style="text-align: right;">(二)</p> <p>福島県のうち 会津若松市 郡山市 白河市 須賀川市 喜 多方市 岩瀬郡 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 西白河郡</p> <p>新潟県 富山県のうち 魚津市 滑川市 黒部市 下新川郡 石川県のうち 輪島市 珠洲市 鳳至郡 鳥取県のうち 米子市 倉吉市 境港市 東伯郡 西伯郡 日野郡 島根県 岡山県 広島県 徳島県のうち 美馬市 三好市 美馬郡 三好郡 香川県のうち 高松市(旧木田郡庵治町及び牟礼町の区域を 除く。) 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音 寺市 三豊市 小豆郡 香川郡 綾歌郡 仲 多度郡 愛媛県 高知県 熊本県(三に掲げる市及び郡を除く。) 大分県(三に掲げる市及び郡を除く。) 宮崎県</p>
	○・八五

北海道のうち	<p style="text-align: right;">(二)</p> <p>福島県のうち 会津若松市 郡山市 白河市 須賀川市 喜 多方市 岩瀬郡 南会津郡 北会津郡 耶麻 郡 河沼郡 大沼郡 西白河郡</p> <p>新潟県 富山県のうち 魚津市 滑川市 黒部市 下新川郡 石川県のうち 輪島市 珠洲市 鳳至郡 珠洲郡 鳥取県のうち 米子市 倉吉市 境港市 東伯郡 西伯郡 日野郡 島根県 岡山県 広島県 徳島県のうち 美馬郡 三好郡 香川県のうち 高松市 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺 市 小豆郡 香川郡 綾歌郡 仲多度郡 三 豊郡 愛媛県 高知県 熊本県(三に掲げる市及び郡を除く。) 大分県(三に掲げる市及び郡を除く。) 宮崎県</p>
	○・八五

<p>備考 この表に掲げる区域は、平成十八年四月一日における行政区画によつて表示されたものとする。</p>	(三)	<p>旭川市 留萌市 稚内市 紋別市 士別市 名寄市 上川郡(鷹栖町、当麻町、比布町、 愛別町、和寒町、剣淵町及び下川町に限る。) 中川郡(美深町、音威子府村及び中川町 に限る。) 増毛郡 留萌郡 苫前郡 天塩 郡 宗谷郡 枝幸郡 礼文郡 利尻郡 紋別 郡 山口県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県のうち 八代市(旧八代郡坂本村、千丁町、鏡町、東 陽村及び泉村の区域を除く。) 荒尾市 水 俣市 玉名市 山鹿市 宇土市 上天草市 宇城市(旧下益城郡松橋町、小川町及び豊野 町の区域を除く。) 天草市 玉名郡 鹿本 郡 葦北郡 天草郡 大分県のうち 中津市 日田市(旧日田郡前津江村、中津江 村、上津江村、大山町及び天瀬町の区域を除 く。) 豊後高田市 杵築市 宇佐市 国東 市 東国東郡 速見郡 鹿児島県(奄美市及び大島郡を除く。) 沖縄県</p>	○・七〇

<p>備考 この表に掲げる区域は、平成十八年四月一日における行政区画によつて表示されたものとする。</p>	(三)	<p>旭川市 留萌市 稚内市 紋別市 士別市 名寄市 上川郡(鷹栖町、当麻町、比布町、 愛別町、和寒町、剣淵町、朝日町、風連町及 び下川町に限る。) 中川郡(美深町、音威 子府村及び中川町に限る。) 増毛郡 留萌 郡 苫前郡 天塩郡 宗谷郡 枝幸郡 礼文 郡 利尻郡 紋別郡 山口県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県のうち 八代市 荒尾市 水俣市 玉名市 本渡市 山鹿市 牛深市 宇土市 宇土郡 玉名郡 鹿本郡 葦北郡 天草郡 大分県のうち 中津市 日田市 豊後高田市 杵築市 宇佐 市 西国東郡 東国東郡 速見郡 下毛郡 宇佐郡 鹿児島県(名瀬市及び大島郡を除く。) 沖縄県</p>	○・七〇

二・三 (略)

(溶接施工方法確認試験の方法等)

第四条の二十一の二 規則第二十條の四第三項の告示で定める溶接施工方法確認試験の方法等は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 溶接施工方法確認試験は、突合せ溶接又はすみ肉溶接により溶接をした材料から試験片を作成し、当該試験片について断面マクロ試験及び次に掲げる機械試験を行うこと。

イ 突合せ溶接についての試験方法は、次に掲げるとおりとする
こと。

(1)・(2) (略)

(3) 衝撃試験(母材に衝撃値の規格がある継手に限る。)は、日本工業規格Z二二四二「金属材料のシャルピー衝撃試験方法」によること。

ロ・ハ (略)

2 (略)

(浮き屋根等の構造)

第四条の二十二 第四条の十八から前条までに規定するもののほか、特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根及び底部の構造は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 (略)

二 特定屋外貯蔵タンクの底部には、地震等により当該タンクの底部を損傷するおそれのある貯留設備等を設けないこと。

(材料の規格)

第四条の三十二 規則第二十二條の三の二第三項第五号口の告示で定

二・三 (略)

(溶接施工方法確認試験の方法等)

第四条の二十一の二 規則第二十條の四第三項の告示で定める溶接施工方法確認試験の方法等は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 溶接施工方法確認試験は、突合せ溶接又はすみ肉溶接により溶接をした材料から試験片を作成し、当該試験片について断面マクロ試験及び次に掲げる機械試験を行うこと。

イ 突合せ溶接についての試験方法は、次に掲げるとおりとする
こと。

(1)・(2) (略)

(3) 衝撃試験(母材に衝撃値の規格がある継手に限る。)は、日本工業規格Z二二四二「金属材料衝撃試験方法」によること。

ロ・ハ (略)

2 (略)

(浮き屋根等の構造)

第四条の二十二 第四条の十八から前条までに規定するもののほか、特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根及び底部の構造は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 (略)

二 特定屋外貯蔵タンクの底部には、地震等により当該タンクの底部を損傷するおそれのあるためます等を設けないこと。

(材料の規格)

第四条の三十二 規則第二十二條の三の二第三項第五号口の告示で定

める規格は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 鋼材(前二号に掲げるものを除く。)にあつては、規則第二十条の五各号に掲げる規格、日本工業規格G四〇五一「機械構造用炭素鋼鋼材」(S20C及びS25Cに係る規格に限る。)、日本工業規格G四〇五三「機械構造用合金鋼鋼材」(SCM435に係る規格に限る。)、日本工業規格A五五二五「鋼管ぐい」、日本工業規格A五五二六「H形鋼ぐい」又は日本工業規格A五五二八「熱間圧延鋼矢板」

五 (略)

(地下貯蔵タンクの外面の保護)

第四条の四十八 (略)

2 規則第二十三条の二第二項の告示で定める方法は、次のとおりとする。

一 (略)

二 令第十三条第二項第三号イに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンクに同項第一号イに掲げる措置を講じたものの外面 次に掲げるいずれかの方法

イ タンクの外面にプライマーを塗装し、その表面に覆装材を巻き付けた後、エポキシ樹脂又はウレタンエラストマー樹脂による被覆をタンクの外面から厚さ二・〇ミリメートル以上に達するまで行うこと。この場合において、覆装材は、日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定める耐熱用ビニロソクロス又はヘッシュャンクロスに適合しなければならない。

ロ (略)

3 (略)

める規格は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 鋼材(前二号に掲げるものを除く。)にあつては、規則第二十条の五各号に掲げる規格、日本工業規格G四 五一「機械構造用炭素鋼鋼材」(S20C及びS25Cに係る規格に限る。)、日本工業規格G四一〇五「クロムモリブデン鋼鋼材」(SCM435に係る規格に限る。)、日本工業規格A五五二五「鋼管ぐい」、日本工業規格A五五二六「H形鋼ぐい」又は日本工業規格A五五二八「熱間圧延鋼矢板」

五 (略)

(地下貯蔵タンクの外面の保護)

第四条の四十八 (略)

2 規則第二十三条の二第二項の告示で定める方法は、次のとおりとする。

一 (略)

二 令第十三条第二項第三号イに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンクに同項第一号イに掲げる措置を講じたものの外面 次に掲げるいずれかの方法

イ タンクの外面にプライマーを塗装し、その表面に覆装材を巻き付けた後、エポキシ樹脂又はウレタンエラストマー樹脂による被覆をタンクの外面から厚さ二・〇ミリメートル以上に達するまで行うこと。この場合において、覆装材は、日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定めるビニロソクロス又はヘッシュャンクロスに適合しなければならない。

ロ (略)

3 (略)

(漏えいを想定する危険物の数量)

第四条の五十一 規則第二十四条の十七第二号、第二十六条第三項第三号口(規則第二十六条の二第三項第三号においてその例による場合を含む。)及び第二十七条第三項第三号口の告示で定める危険物の数量は、五百リットル(灯油又は軽油を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備にあつては九百リットル、船舶給油取扱所の給油設備にあつては五十リットル)とする。

(給油取扱所の塀又は壁に考慮すべき火災等)

第四条の五十二 規則第二十五条の四の二第二号の告示で定める火災は、次に掲げる火災とする。

- 一 固定給油設備(ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。)から自動車等の燃料タンクに給油中に漏えいした危険物が燃焼する火災
- 二 固定注油設備(ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。)から容器又は車両に固定されたタンクに注油中に漏えいした危険物が燃焼する火災
- 三 専用タンク(令第十七条第一項第七号の専用タンクをいう。)に危険物を注入中に漏えいした危険物が燃焼する火災

2 規則第二十五条の四の二第二号の告示で定める箇所は、次の各号に掲げる箇所とする。

- 一 給油取扱所に隣接し、又は近接して存する建築物の外壁及び軒裏(耐火構造、準耐火構造又は防火構造のものを除く。第六十八条の二第二項において同じ。)で当該給油取扱所に面する部分の表面

- 二 給油取扱所の塀又は壁に設けられた防火設備(令第九条第一項第七号の防火設備をいい、ガラスを用いたものに限る。第六十八

【追加】

【追加】

条の二第二項において同じ。）の給油取扱所に面しない側の表面
3 規則第二十五条の四の二第二号の告示で定める式は、次のとおりとする。

$$t_e \geq q^2 d t \quad 2,000$$

t_e は、燃焼時間(単位 分)

q は、輻射熱(単位 kw/m^2)

t は、燃焼開始からの経過時間(単位 分)

(配管等の材料の規格)

第五条 規則第二十八条の四に規定する配管等の材料の規格は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 フランジ式管継手にあつては、日本工業規格B二二二〇「鋼製管フランジ」(スリップオン溶接式フランジ(板フランジ)、スリップオン溶接式フランジ(ハブフランジ)、突合せ溶接式フランジ(呼び圧力三〇Kのものに限る。))及び閉止フランジに係る規格に限る。)

四 弁にあつては、日本工業規格B二〇七一「鋼製弁」(鑄鋼フランジ形弁に係る規格に限る。)

(溶接機器及び溶接材料の規格)

第二十条 規則第二十八条の八第二項に規定する溶接機器及び溶接材料の規格は、次のとおりとする。

一 溶接機器にあつては、日本工業規格C九三〇〇「アーク溶接機」(交流アーク溶接機及び垂下特性形整流器式直流アーク溶接機に係る規格に限る。)、日本工業規格C九三〇二「溶接棒ホルダ

(配管等の材料の規格)

第五条 規則第二十八条の四に規定する配管等の材料の規格は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 フランジ式管継手にあつては、日本工業規格B二二三八「鋼製管フランジ通則」又は日本工業規格B二二二〇「鋼製溶接式管フランジ」

四 弁にあつては、日本工業規格B二〇七一「鑄鋼フランジ形弁」

(溶接機器及び溶接材料の規格)

第二十条 規則第二十八条の八第二項に規定する溶接機器及び溶接材料の規格は、次のとおりとする。

一 溶接機器にあつては、日本工業規格C九三〇一「交流アーク溶接機」、日本工業規格C九三〇六「垂下特性形整流器式直流アーク溶接機」、日本工業規格C九三〇二「溶接棒ホルダ」又は日本

「又は日本工業規格C三四〇四「溶接用ケーブル」

二（略）

（外面腐食を防止するための措置）

第二十二条 規則第二十八条の九第一項の規定により、配管等には、次に掲げるところにより外面腐食を防止するための措置を講じなければならぬ。

一 塗覆装材は、次に掲げるもの又はこれと同等以上の防食効果を有するものを用いること。

イ 塗装材にあつては、日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定めるアスファルトエナメル又はブロンアスファルト

ロ 塗装材にあつては、日本工業規格L三四〇五「ヘッシャンク

ロス」に適合するもの又は日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定める耐熱用ビニロンクロス、ガラスクロス若しくはガラスマット

二 防食被覆の方法は、日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に適合するもの又はこれと同等以上の防食効果を有する被覆を作るものとする。

（施設に対する水平距離等）

第三十二条 規則第二十八条の十六第二号（規則第二十八条の十九第四項及び第二十八条の二十一第四項において準用する場合を含む。）の規定により、配管は、次の各号に掲げる施設に対し、当該各号に定める水平距離を有しなければならない。

工業規格C三四〇四「溶接用ケーブル」

二（略）

（外面腐食を防止するための措置）

第二十二条 規則第二十八条の九第一項の規定により、配管等には、次に掲げるところにより外面腐食を防止するための措置を講じなければならぬ。

一 塗覆装材は、次に掲げるもの又はこれと同等以上の防食効果を有するものを用いること。

イ 塗装材にあつては、日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定めるアスファルトエナメル若しくはブロンアスファルト又は日本工業規格G三四九二「水道用鋼管コーラルエナメル塗覆装方法」に定めるコーラルエナメル

ロ 塗装材にあつては、日本工業規格L三四〇五「ヘッシャンクロス」に適合するもの又は日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定めるビニロンクロス、ガラスクロス若しくはガラスマット

二 防食被覆の方法は、日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」若しくは日本工業規格G三四九二「水道用鋼管コーラルエナメル塗覆装方法」に適合するもの又はこれと同等以上の防食効果を有する被覆を作るものとする。

（施設に対する水平距離等）

第三十二条 規則第二十八条の十六第二号（規則第二十八条の十九第四項及び第二十八条の二十一第四項において準用する場合を含む。）の規定により、配管は、次の各号に掲げる施設に対し、当該各号に定める水平距離を有しなければならない。

一〇四（略）

五 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更正援護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百一十三号）第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設、更正施設若しくは医療保護施設、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第二百二十九号）第三十九条第一項に規定する母子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項に規定する特定民間施設又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設であつて二十人以上の人員を収容することができるもの
四十五メートル以上

六（略）

七 都市計画法第十一条第一項第二号に規定する公共空地（同法第四条第六項に規定する都市計画施設に限る。）又は都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園（第十三号に掲げる避難空地を除く。）
四十五メートル以上

八〇十四（略）

一〇四（略）

五 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更正援護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百一十三号）第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設、更正施設若しくは医療保護施設、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第二百二十九号）第二十一条第一項に規定する母子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校、民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条に規定する特定民間施設又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設であつて二十人以上の人員を収容することができるもの
四十五メートル以上

六（略）

七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条第一項第二号に規定する公共空地（同法第四条第六項に規定する都市計画施設に限る。）又は都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園（第十三号に掲げる避難空地を除く。）
四十五メートル以上

八〇十四（略）

(標識等)

第五十五条 規則第二十八条の四十四第一項の規定により、移送取扱所(危険物を移送する配管等の部分を除く。)には、次の各号に掲げるところにより標識及び掲示板を設けなければならない。

- 一 (略)
- 二 掲示板は次によること。

イハ (略)

二 口の掲示板のほか、取り扱う危険物に応じ、次に掲げる注意事項を表示した掲示板を設けること。

- (1) 第一類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの又は令第十条第一項第十号の禁水性物品にあつては「禁水」

(2)・(3) (略)

ホ (略)

(ポンプの基準)

第五十八条 規則第二十八条の四十七第一号に規定するポンプの基準は、次のとおりとする。

- 一 四 (略)

五 日本工業規格B八三〇六「油用遠心ポンプ 油を用いる試験方法」又は日本工業規格B八三一二「歯車ポンプ及びねじポンプ試験方法」に定める試験に合格するものであること。

(ポンプ等の空地)

第五十九条 規則第二十八条の四十七第二号に規定するポンプ等(ポンプをポンプ室内に設置する場合は、当該ポンプ室。次号において同じ。)の周囲に設ける空地の幅は、次の表の上欄に掲げるポンプ

(標識等)

第五十五条 規則第二十八条の四十四第一項の規定により、移送取扱所(危険物を移送する配管等の部分を除く。)には、次の各号に掲げるところにより標識及び掲示板を設けなければならない。

- 一 (略)
- 二 掲示板は次によること。

イハ (略)

二 口の掲示板のほか、取り扱う危険物に応じ、次に掲げる注意事項を表示した掲示板を設けること。

- (1) 第一類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの又は危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号。以下「令」という。)第十条第一項第十号の禁水性物品にあつては「禁水」

(2)・(3) (略)

ホ (略)

(ポンプの基準)

第五十八条 規則第二十八条の四十七第一号に規定するポンプの基準は、次のとおりとする。

- 一 四 (略)

五 日本工業規格B八三〇六「油用遠心ポンプの試験及び検査方法」又は日本工業規格B八三一二「歯車ポンプ及びねじポンプ試験及び検査方法」に定める試験に合格するものであること。

(ポンプ等の空地)

第五十九条 規則第二十八条の四十七第二号に規定するポンプ等(ポンプをポンプ室内に設置する場合は、当該ポンプ室。次号において同じ。)の周囲に設ける空地の幅は、次の表の上欄に掲げるポンプ

等に係る最大常用圧力に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。ただし、ポンプをポンプ室（第六十一条に規定する基準に適合するものであつて、壁、柱及びはり^{（一）}を耐火構造（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）とし、かつ、屋根を軽量な不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）でふいたものに限る。）内に設置する場合は、次の表に掲げる空地の幅を三分の一まで減ずることができる。

ポンプ等に係る最大常用圧力（単位 MPa）	空地の幅 （単位 m）
一未満	三以上
一以上三未満	五以上
三以上	十五以上

（ポンプ室の構造の基準）

第六十一条 規則第二十八条の四十七第五号に規定するポンプ室の構造の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 不燃材料で造ること。この場合において、屋根は軽量な不燃材料を用いるものとする。
- 二 四（略）
- 五 漏れた危険物が外部に流出しないように床に適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設けること。
- 六・七（略）

（ポンプ等の屋外設置の方法）

第六十二条 規則第二十八条の四十七第六号に規定するポンプ等の設

等に係る最大常用圧力に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。ただし、ポンプをポンプ室（第六十一条に規定する基準に適合するものであつて、壁、柱及びはり^{（一）}を耐火構造（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）とし、かつ、屋根を石綿板その他の軽量な不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）でふいたものに限る。）内に設置する場合は、次の表に掲げる空地の幅を三分の一まで減ずることができる。

ポンプ等に係る最大常用圧力（単位 MPa）	空地の幅 （単位 m）
一未満	三以上
一以上三未満	五以上
三以上	一五以上

（ポンプ室の構造の基準）

第六十一条 規則第二十八条の四十七第五号に規定するポンプ室の構造の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 不燃材料で造ること。この場合において、屋根は石綿板その他の軽量な不燃材料を用いるものとする。
- 二 四（略）
- 五 漏れた危険物が外部に流出しないように床に適当な傾斜を付け、かつ、ためます^{（二）}を設けること。
- 六・七（略）

（ポンプ等の屋外設置の方法）

第六十二条 規則第二十八条の四十七第六号に規定するポンプ等の設

置の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 濡れた危険物が外部に流出しないように排水溝及び貯留設備を設けること。

(ピグ取扱い装置の設置)

第六十三条 規則第二十八条の四十八に規定するピグ取扱い装置は、次の各号に掲げるところにより設けなければならない。

- 一 (略)
- 二 ピグ取扱い装置は、当該装置の内部圧力を安全に放出でき、かつ、内部圧力が放出された後でなければ、ピグの挿入又は取出しができないよう措置すること。
- 三 ピグ取扱い装置は、配管に異常な応力を発生させないように取り付けること。
- 四 ピグ取扱い装置を設置する床は、危険物が浸透しない構造とし、かつ、濡れた危険物が外部に流出しないように排水溝及び貯留設備を設けること。
- 五 (略)

(移送基地の危険物流出防止措置)

第六十六条 規則第二十八条の五十一第二項の規定により、移送基地には、次の各号に掲げるところにより危険物の流出を防止するための措置を講じなければならない。

- 一 危険物を取り扱う施設地下に設置するものを除く。()は、移送基地の敷地の境界線から当該配管に係る最大常用圧力に応じて、次の表に掲げる距離(工業専用地域に設置するものにあつては、当該距離の三分の一の距離)以上離すこと。

置の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 濡れた危険物が外部に流出しないように排水溝及びためますを設けること。

(ピグ取扱い装置の設置)

第六十三条 規則第二十八条の四十八に規定するピグ取扱い装置は、次の各号に掲げるところにより設けなければならない。

- 一 (略)
- 二 ピグ取扱い装置は、当該装置の内部圧力を安全に放出でき、かつ、内部圧力が放出された後でなければ、ピグのそう入又は取り出しができないよう措置すること。
- 三 ピグ取扱い装置は、配管に異常な応力を発生せしめないように取り付けること。
- 四 ピグ取扱い装置を設置する床は、危険物が浸透しない構造とし、かつ、濡れた危険物が外部に流出しないように排水溝及びためますを設けること。
- 五 (略)

(移送基地の危険物流出防止措置)

第六十六条 規則第二十八条の五十一第二項の規定により、移送基地には、次の各号に掲げるところにより危険物の流出を防止するための措置を講じなければならない。

- 一 危険物を取り扱う施設地下に設置するものを除く。()は、移送基地の敷地の境界線から当該配管に係る最大常用圧力に応じて、次の表に掲げる距離(工業専用地域に設置するものにあつては、当該距離の三分の一の距離)以上離すこと。

配管に係る最大常用圧力(単位 MPa)	距離 (単位 m)
○・三未満	五
○・三以上一未満	九
一以上	十五

二・三 (略)

(詰替えの一般取扱所の塀又は壁)

第六十八条の二 規則第二十八条の五十九第二項第十号口の告示で定める火災は、次に掲げる火災とする。

- 一 固定注油設備から容器又は車両に固定されたタンクに注油中に漏えいした危険物が燃焼する火災
 - 二 規則第二十八条の五十九第二項第四号の地下専用タンクに危険物を注入中に漏えいした危険物が燃焼する火災
- 2 規則第二十八条の五十九第二項第十号口の告示で定める箇所は、次の各号に掲げる箇所とする。
- 一 一般取扱所に隣接し、又は近接して存する建築物の外壁及び軒裏で当該一般取扱所に面する部分の表面
 - 二 一般取扱所の塀又は壁に設けられた防火設備の当該一般取扱所に面しない側の表面

3 規則第二十八条の五十九第二項第十号口の告示で定める式は、次のとおりとする。

$$t_e q^2 d t \leq 2,000$$

t_e は、 燃焼時間(単位 分)
 q は、 輻射熱(単位 kW/m²)
 d は、 燃焼開始からの経過時間(単位 分)

配管に係る最大常用圧力(単位 MPa)	距離 (単位 m)
○・三未満	五
○・三以上一未満	九
一以上	一五

二・三 (略)

(敷地境界線の外縁に存する施設)

第六十八条の二 規則第十九条の二第四号の告示で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 専ら貨物の輸送の用に供する鉄道又は軌道
- 二 製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業、熱供給業及び倉庫業に係る事業所並びに油槽所の敷地であつて、当該敷地内に危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)第九条第一号イから八に掲げる建築物等の存しないものうち、現に当該事業の用に供されているもの
- 三 都市計画法第八条第一項第一号の工業専用地域内に存する道路で前号に掲げる事業所(油槽所を含む。)(の敷地相互間に存するもので、かつ、専ら当該事業所(油槽所を含む。)(の交通の用に供するもの)

(機械により荷役する構造を有する運搬容器の構造)

第六十八条の三の二 規則第四十三条第一項第二号へに規定する運搬容器の構造に關し必要な事項は、次に定めるとおりとする。

一〜三 (略)

四 プラスチック内容器付きの運搬容器の構造は、次に掲げるところによること。

イ (略)

ロ ファイバ板製の外装(プラスチック内容器、附属設備等を囲む構造の剛性を持つ補強枠を構成外部構造物をいう。第六十八條の六の二において同じ。)の外表面の耐水性にあつては、日本工業規格P八一四〇「紙及び板紙 吸湿度試験方法 コツプ法」に規定するコツプ法により水と三十分以上接触させた場合において質量の増加が一平方メートル当たり百五十五グラムを超えないものであること。

五 ファイバ板製の運搬容器の構造は、次に掲げるところによること。

イ (略)

ロ 外表面の耐久性にあつては、日本工業規格P八一四〇「紙及び板紙 吸湿度試験方法 コツプ法」に規定するコツプ法により水と三十分以上接触させた場合において質量の増加が一平方メートル当たり百五十五グラムを超えないものであること。

ハ 外表面の衝撃あな開け強さにあつては、日本工業規格P八一三四「板紙 衝撃あな開け強さ試験方法」に規定する衝撃あな開け強さ試験において、最小衝撃あな開け強さが十五ジュール以上であること。

六 (略)

(機械により荷役する構造を有する運搬容器の構造)

第六十八条の三の二 規則第四十三条第一項第二号へに規定する運搬容器の構造に關し必要な事項は、次に定めるとおりとする。

一〜三 (略)

四 プラスチック内容器付きの運搬容器の構造は、次に掲げるところによること。

イ (略)

ロ ファイバ板製の外装(プラスチック内容器、附属設備等を囲む構造の剛性を持つ補強枠を構成外部構造物をいう。第六十八條の六の二において同じ。)の外表面の耐水性にあつては、日本工業規格P八一四〇「紙及び板紙の吸湿度試験方法」に規定するコツプ法により水と三十分以上接触させた場合において質量の増加が一平方メートル当たり百五十五グラムを超えないものであること。

五 ファイバ板製の運搬容器の構造は、次に掲げるところによること。

イ (略)

ロ 外表面の耐久性にあつては、日本工業規格P八一四〇「紙及び板紙の吸湿度試験方法」に規定するコツプ法により水と三十分以上接触させた場合において質量の増加が一平方メートル当たり百五十五グラムを超えないものであること。

ハ 外表面の衝撃あなあけ強さにあつては、日本工業規格P八一三四「板紙の衝撃あなあけ強さ試験方法」に規定する衝撃あなあけ強さ試験において、最小衝撃あなあけ強さが十五ジュール以上であること。

六 (略)

(機械により荷役する構造を有する運搬容器の特例)

第六十八条の三の三 規則第四十三条第一項第二号ただし書の規定に基づき、第四類の危険物のうち第三石油類(引火点が百三十度以上のものに限る。)、第四石油類又は動植物油類を収納する最大容積千リットル以下の液体フレキシブルコンテナ(内袋をポリエチレン系の積層フィルム、外袋をポリプロピレン繊維で造られた箱枠付き構造の容器をいう。以下この条において同じ。)で、次に掲げる性能を有するものは、規則別表第三の四の基準及び同号イからへまでの基準に適合する運搬容器と安全上同等であると認める。

一〇六 (略)

2 前項に掲げるもののほか、規則第四十三条第一項第二号ただし書の規定に基づき、第四類の危険物のうち第三石油類(引火点が百三十度以上のものに限る。)(又は第四石油類を収納する変圧器、リアクトル、コンデンサーその他これらに類する電気機械器具)同号イからホまでに定める基準に適合する金属製のものに限る。(は、規則別表第三の四の基準及び同号イからへまでの基準に適合する運搬容器と安全上同等であると認める。)

(機械により荷役する構造を有する運搬容器の試験)

第六十八条の六の二 (略)

2〇七 (略)

8 裂け伝播試験及び裂け伝播試験における基準は、次のとおりとする。

一 裂け伝播試験は、次に定めるところによること。

イ・ロ (略)

ハ 地面に置いた運搬容器の底面と内容物の頂部との中間位置に完全に側面材を貫き通す長さ十センチメートルの切傷を付け、

(機械により荷役する構造を有する運搬容器の特例)

第六十八条の三の三 規則第四十三条第一項第二号ただし書の規定に基づき、第四類の危険物のうち第三石油類(引火点が百三十度以上のものに限る。)、第四石油類又は動植物油類を収納する最大容積千リットル以下の液体フレキシブルコンテナ(内袋をポリエチレン系の積層フィルム、外袋をポリプロピレン繊維で造られた箱枠付き構造の容器をいう。以下この条において同じ。)で、次に掲げる性能を有するものは、規則別表第三の四の基準及び規則第四十三条第一項第二号イからへまでの基準に適合する運搬容器と安全上同等以上であると認める。

一〇六 (略)

【追加】

(機械により荷役する構造を有する運搬容器の試験)

第六十八条の六の二 (略)

2〇七 (略)

8 裂け伝播試験及び裂け伝播試験における基準は、次のとおりとする。

一 裂け伝播試験は、次に定めるところによること。

イ・ロ (略)

ハ 地面に置いた運搬容器の底面と内容物の頂部との中間位置に完全に側面材を貫き通す長さ十センチメートルの切傷をつけ、

次に運搬容器に最大収容重量の二倍の重量の荷重を均一に加え五分間保持した後、付加荷重を取り除いてからつり上げ、五分間保持して試験を行うこと。

二 (略)

9・10 (略)

(機械により荷役する構造を有する運搬容器への収納)

第六十八条の六の四 規則第四十三条の三第二項第一号口ただし書の告示で定める容器は、第六十八条の三の三第二項に定める容器とする。

2| 規則第四十三条の三第二項第七号に規定する運搬容器への収納に
関し必要な事項は、次に定めるとおりとする。

一 五 (略)

(機械により荷役する構造を有する運搬容器の表示)

第六十八条の六の五 規則第四十四条第六項第四号に規定する運搬容器の外部に行う表示に関し必要な事項は、次の各号に掲げる運搬容器の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 金属製の運搬容器、硬質プラスチック製の運搬容器又はプラスチック内容器付きの運搬容器

イ 二十度の温度における内容積(単位)

ロ 運搬容器の自重(単位 kg)

八 液体の危険物又は十キロパスカル以上の圧力を加えて収納し、若しくは排出する固体の危険物を収納する容器(第六十八条の六の三に定める容器を除く。)にあつては、直近の気密試験実施年月

二 第六十八条の三の三第二項に定める容器以外の容器にあつては、直近の点検実施年月

次に運搬容器に最大収容重量の二倍の重量の荷重を均一に加え五分間保持した後、付加荷重を取り除いてからつり上げ、五分間保持して試験を行うこと。

二 (略)

9・10 (略)

(機械により荷役する構造を有する運搬容器への収納)

第六十八条の六の四

【追加】

規則第四十三条の三第二項第七号に規定する運搬容器への収納に
関し必要な事項は、次に定めるとおりとする。

一 五 (略)

(機械により荷役する構造を有する運搬容器の表示)

第六十八条の六の五 規則第四十四条第六項第四号に規定する運搬容器の外部に行う表示に関し必要な事項は、次の各号に掲げる運搬容器の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 金属製の運搬容器

イ 二十度の温度における内容積(単位)

ロ 運搬容器の自重(単位 kg)

八 直近の気密試験実施年月

二 直近の点検実施年月

ホ 危険物を圧力を加えて収納し、又は排出する容器にあつては、最大収納及び最大排出圧力（単位 kPa又はbar）

ヘ 金属製の運搬容器（第六十八条の三の三第二項に定める容器を除く。）にあつては、本体の材料及び最小厚さ（単位 mm）

ト 硬質プラスチック製の運搬容器又はプラスチック内容器付きの運搬容器（液体の危険物又は十キロパスカル以上の圧力を加えて収納し、若しくは排出する固体の危険物を収納するもの）第六十八条の六の三に定める容器を除く。）に限る。）にあつては、内圧試験における試験圧力（単位 kPa又はbar）

二（略）

【削除】

三 ファイバ板製の運搬容器又は木製の運搬容器 運搬容器の自重（単位 kg）

ホ 収納又は排出時に当該容器に加わる最大圧力（単位 kPa又はbar）

ヘ 本体の材料及び最小厚さ（単位 mm）

【追加】

二（略）

三 硬質プラスチック製の運搬容器又はプラスチック内容器付きの運搬容器

イ 二十度の温度における内容積（単位 ）

ロ 運搬容器の自重（単位 kg）

ハ 内圧試験における試験圧力（単位 kPa又はbar）

ニ 収納又は排出時に当該容器に加わる最大圧力（単位 kPa又はbar）

ホ 直近の気密試験実施年月

ヘ 直近の点検実施年月

四 ファイバ板製の運搬容器又は木製の運搬容器 運搬容器の自重（単位 kg）